

シンポジウム『女性と年金』 ～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

日時：平成 27 年 11 月 26 日 (木) 14:00～17:00
会場：東海大学校友会館

開会のあいさつ

山口 修 (帝京大学経済学部教授・日本年金学会代表幹事)

本日はお足元の悪い中、このシンポジウムに足を運んでいただきましてありがとうございます。本日のテーマですが、「『女性と年金』～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～」ということで、今後の年金改革の中でもとりわけ重要な問題について、この分野で著名な先生方に今日はご出席いただきまして、論点の提示やパネルディスカッションによる議論の深化をしていただく予定になっています。



公的年金制度における女性の位置付けは、平均的な女性の働き方、就業状況、あるいは婚姻状況が変化していくとともに徐々に変わってきたのではないかと考えています。わが国では 1970 年代以降、働く女性が大変増加しました。加えて、生涯独身で暮らす女性、あるいは配偶者と離別する女性も増加してきて、いわゆる「女性の貧困」という問題が広く認識されるようになってきています。このような社会変化に対して、現行の公的年金の仕組みが果たして十分に対応できているのかどうか問題です。

また、近年多くの国において少子化の傾向が顕著ですが、そういった中で、女性の出産育児こそが年金制度を含む社会システム全般を将来に向かって持続させていく最も重要な鍵になると言えると思います。しかし一方で、出産育児によって女性の年収が低下し、結果として女性自身の年金も減少してしまうといった問題も出てきます。今後、女性が生き生きと活躍し、不安のない老後生活を営むために、年金制度の側から出産育児などに対する配慮をいかに組み込んでいくかということが今問われていると思います。

本日は、先進諸国の事例なども参考にしつつ、法律面、あるいは年金財政面からの掘り下げも含めて、多角的な観点から議論を深めていただけるのではないかと大いに期待しているところです。

最後に、このシンポジウム開催に当たっては科学研究助成金のご支援を受けていることを付け加えさせていただきます。私からのごあいさつとさせていただきます。

シンポジウム『女性と年金』 ～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

日時：平成 27 年 11 月 26 日 (木) 14:00～17:00
会場：東海大学校友会館

【第 1 部】論点提示「女性と年金の問題」

永瀬 伸子 (お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授・日本年金学会幹事)

1.女性と年金：論点整理

<シンポジウムの意図>

現在、安倍政権では「103 万円の壁」、あるいは「103 万円の壁」をどういうふうに変えようかということが話し合われています。このシンポジウムを企画した去年は今ほど新聞に取り上げられていませんでしたが、女性と年金の在り方を考えるシンポジウムをぜひ開きたいということで、今回諸先生方にお集まりいただきました。



実は私は 2000 年に厚生労働省で開かれた通称「女性と年金検討会」の委員でした。その当時ものすごく活発な議論がありまして、新聞にも毎回取り上げられました。第 3 号被保険者制度はどうかという否定的な意見と、第 3 号被保険者制度は重要であるという意見とがあり、結局は第 3 号被保険者制度は変わりませんでした。そのときに出てきた幾つかの案としては、例えば年金を夫婦で分割する案、あるいは第 3 号被保険者の期間は子どもが幼いうちだけに限定する案、あるいは第 3 号被保険者がいる人といない人で保険料を変える案などがありました。結局、離婚分割は国会を通り法律となりましたが、その他はなかなか変えられなかったというのが当時だったのではないかと思います。

それから 15 年たち、日本の年金をめぐる状況は一層変わってきました。一つは働く女性が増加してきたこと、一方で、当時と比べても男性も女性も雇用が不安定化し非正規雇用が増えてきたこと。それから家族という点では、無配偶男女が増えて、生涯シングルも増えてきたこと。そして高齢期に子ども夫婦と同居する者が大幅に減少したこと。さらに、これから先を見通すと 25 年後には 65 歳以上人口が 4 割になると予想されており、その点からも「女性と年金」の在り方を新たに考えていく必要があると思われます。

老後の年金は手厚いことに越したことはないわけですが、こういった変化の中で現役女性の年金加入はどういうものを考えていったらいいのか、それから高齢期の

女性の年金給付上の配慮はどういうふうに変えていったらいいのかということです。

現在、女性への配慮としては、第3号被保険者制度、遺族年金、離婚分割、育児期間などがあります。サラリーマンの妻に対する配慮は比較的ありますが、低賃金の单身の方、非正規雇用のご夫婦、母子世帯の母等への年金上の配慮はかなり薄いものとなっており、老後の年金が不十分な場合は生活保護に行かざるを得ない状況です。生涯シングルの女性が増え、低所得世帯の妻や離別女性、母子世帯も増えていく中で、女性が自分で老後に備えられる仕組みをもっと拡大していく必要があるのではないかと考えます。ただし「女性と年金」ということになると、2000年の会議のときもそうだったのですが、ご自身のご家族、自分の奥さんの働き方がどうであるかによってそれぞれのお一人お一人の考え方がかなり変わると思うのです。

私は大学の教員をしているので、「永瀬さんには分からないよ」と言われるのですが、私は結婚してから途中までは第3号被保険者で、第2子が2歳になったときに第2号被保険者になりました。その途中に第1号被保険者の期間があります。ですから、第3号被保険者、第1号被保険者、第2号被保険者を経験した当事者でもあります。あまり年齢は言いたくないのですが、生まれ年がどの辺かというのはとても重要だと思います。私は均等法の前に就職していて、つまり1960年ごろに生まれました。その頃の私の同級生の多くは結婚退職か出産退職をしています。友人たちのその後はいろいろでして、生涯シングルの方もいますし、私のように仕事に本格的に戻った人もいます。それから、主婦として103万円ぐらいまで働いている方もいます。日本全体の統計を見ると、いったん辞めた妻は大体103万円ぐらいまで働いている方が多いというのが私の世代の日本の女性像です。

そういう女性像を支えているのが、男性の長期雇用の安定的な働き方であり、女性については第3号被保険者制度をはじめとする社会保障制度です。しかしながら今後現役人口が大きく減り高齢人口が増えるような社会において、また子どもが持ちにくい状況を緩和すべき社会において、社会保障、女性と年金についてどういうふうに考え直す必要があるのか、新たに議論・討論することが重要と考えています。

こんなことを考えていたときに、『年金と経済』という雑誌から、2014年の政府の財政検証について、特にパートの厚生年金への適用拡大オプション試算の結果についての論文依頼がありました。これから先、年金水準がどんどん下がっていくだろうという試算結果についてです。注意深く読むと、経済成長が中位の試算において私の世代、すなわち1960年生まれですが、65歳になったときに今の賃金で夫婦で20万2000円ぐらいをモデル年金で頂けると試算されていました。しかしながら、その後はマクロ経済スライドでどんどん年金水準は下がっていき、ありそうな経済のケースでも、85歳のときに夫婦で14万円ぐらいに下がることの検証結果が示されていたのです。なお財政検証では現役の代替率としてのパーセンテージしか出されていませんのでこの金額そのものが示されていたわけではありません。代替率から現在の賃金をもとに賃金表示したものです。モデル年金というのは、夫が40年平均賃金で働いて、奥さんも専業主婦という世帯ですが、その年金が85歳ぐらいになるまでに20万円から14万円ぐらいにまで下がっていくという見通しが出されたわけでした。

このような状況に対抗する方法として、厚生労働省はオプション試算 1、2 というのを出しています。オプション試算 2 というのは、月 5.8 万円以上稼ぐ人は全員が第 2 号被保険者になり、第 1 号被保険者の人も月 5.8 万円以上稼ぐ人は全員が第 2 号被保険者に入るという試算です。そうすると第 2 号被保険者が 1200 万人増え、年金財政がかなり改善され、年金低下ももう少し小幅で済むという試算でした。なおオプション試算 1 とはほんの少しパートの年金加入がすすむという試算で影響は小さいものです。

そういう試算を読んだわけですが、そのような大きな変更をルール化すればそれで女性たちが喜んで第 2 号被保険者になるでしょうか。これを疑問に思いました。現在では 103 万円、103 万円までの方が得だということで就業調整が起きているような状況があるので、ルールをつくっただけではそう簡単に第 2 号被保険者には移動しないでしょう、第 3 号被保険者制度を含めて、年金の在り方を大きく再考する必要があると思うということをその雑誌に書きました。そのための工夫として、少しでも収入がある人には同じように社会保険料を賦課する、しかしバンドポイント制をとり低賃金の人には相対的に高い給付を与える、加えて育児期間の考慮、再就職の評価、といったような試案を書きました。

これは 1 つの試案にすぎませんが、女性が年金に入るのに、どういう課題があって、また高齢化のすすむ社会に向けてどういうことを考えていったらいいのかは重要な課題です。すぐさまの一致した答えは出ないかもしれませんが大勢の先生方の知恵を絞り、議論できればと存じます。

まず、現在の制度についてお話しするのが私の役目ですので、そのようにさせていただきます。

2. 女性への年金配慮：第 3 号被保険者制度

<1985 年改正の制度設立当時の意味>

1985 年の年金の大改正は、ちょうど私が 20 代のころです。その時に「第 3 号被保険者制度」が通りました。図 1 の左側をご覧ください。厚生労働省の資料からですが、定額部分というのは、賃金が低い人でも高い人でも、雇用者であれば同じようにもらえる部分で、当時のモデル年金では、32 年加入で 7 万 6800 円でした。また奥さんがいる人には 1 万 5000 円の加給年金がありました。それから、報酬比例部分は、給料が高い人はたくさん、低い人は少しもらえるという年金の部分で、当時のモデル年金では 81300 円でした。

1985 年改正の後は図 1 の右側ですが、すぐさま給付が変わるわけではありません。当時の 20 代の人—つまり私の世代ですが—が 60 歳になったときにはこういう制度が完成するという改正です。その完成図ですが、具体的には、妻分に月 5 万円の年金ができ、夫分に 5 万円の基礎年金ができるとされました。これが現在では一人あたり月約 6 万 5000 円になっている基礎年金のことです。それから、報酬比例部分は、昔は 32 年加入だったのが、40 年加入がモデル年金となり、1 年あたりの加入に

対する給付乗率が下がる。そのため報酬比例部分は少し小さくなり、モデル年金で76200円となると示されています。しかし、離婚しなければ改正前も改正後も夫婦世帯のモデル年金は17万円強と変わらず、ただし奥さん名義の年金ができるのだと1985年改正は説明されました。

1985年の40代の女性というと主婦が多かったので、この改正は比較的歓迎されました。しかしその後、「この改正は専業主婦優遇なのではないか」と言う単身女性の方たちも増えました。図2をご覧ください。改正前は、賃金が低い人も高い人も働く者が共通にもらう定額部分が7万6800円でした。それが単身だと5万円に縮小してしまいます。それから、報酬比例部分ですが、女性は平均では男性の賃金の半分程度しか得られていませんので、報酬比例部分も小さい。つまり、夫婦世帯であれば1985年改正でも年金給付水準は変わらなかったのですが、単身もしくは共働きの場合はプラス5万円の分がありません。その上で、定額部分が縮小し乗率が下がったので、共働きおよび単身、特に低所得の層の単身については時間をかけながら年金水準が下がる改正でもあったわけです。

<第3号被保険者制度の当時の評価と将来社会に向けての評価>

これについてどう評価するかですが、当時はそれほどシングルが増えると思われていなかったのです。当時はこの改正はとても歓迎されたものでした。しかしながら、その後は共働きおよび単身の方たちが増えていったのです。

日本の女性の年金配慮は第3号被保険者制度が中心で、扶養されているサラリーマンの配偶者の年収が現在は130万円未満であれば、社会保険料を自分では負担せず、かわりに厚生年金全体が負担して基礎年金権を得られます。これにより確かに主婦にとって老後の年金を得られる者が拡大しました。そして、夫婦2人分の基礎年金がもらえるので、専業主婦世帯の年金水準が安定するという役割がありました。

半面で、今後のように労働力がどんどん減っていき、しかも寿命が延びていて、子ども数が減っていて、中年期の働ける時代が長くなったような時期には大変問題が大きいと思います。主婦が社会保険料免除のために年間130万円に、非課税のために年間103万円までに仕事を調整する、そこまでしか働かないような要因になっていることが大きな問題です。さらに、本人がそうするだけではなく、そういう働き方を提示すれば企業は年金保険料を払わなくて済むので、企業が短時間で働く人を募集して、短時間の働かせ方をするわけです。そして、長期で見れば、主婦は自分で負担しなくても基礎年金ならばもらえるという見方もできますが、基礎年金しかもらえないということにもなります。

また年間103万円未満で比較的優秀な主婦の方たちが働くので、シングルの非正規の人たちが同じような賃金水準、つまり、お小遣い賃金に過ぎない水準の賃金しか得られない一つの原因にもなり得ます。そういった意味で、女性の基礎年金の第3号被保険者制度というのは女性の年金拡充の重要な役割を持ってはいますものの、大きい問題が積み上がってきているわけです。ですから、85年改正は、専業主婦世帯の給付は変わらなかったけれども、そうではない世帯の給付を下げたということ

す。

それから、非正規雇用者や自営業の妻については、第 3 号被保険者という制度はないのです。日本では女性の 6 割ぐらいは出産した後にいったん無職になっているのですが、そうした自営世帯では出産後無業になった女性は自身で年金保険料を払わない限り年金がないことになります。

<遺族年金>

次にサラリーマンの配偶者の遺族年金です。遺族年金は日本において老後の女性の暮らしに非常に重要な役割を果たしています。というのは女性の賃金が低く自分の年金が低いからです。現在は、夫の死亡時に、自分の厚生年金か夫の遺族年金を選ぶ、もしくは両方の 2 分の 1 かを選ぶ制度ですが、ほとんどの方は夫の遺族年金を選んだ方が年金が高いのです。そうしますと、例えばパートで 20 年働いて、自分の年金が 2 万円付いたとします。「ああ、よかった」と思っていると、夫が亡くなったときにはその 2 万円を実質的には放棄して夫の遺族年金だけになるということが制度上あります。これは給付という面から、女性の年金加入のメリットを引き下げています。このように日本の年金制度は、なぜか女性が働くことについては結構厳しい制度を持つのですが、妻への配慮はあり、たとえば高齢者と少しの間であっても結婚し未亡人となれば遺族年金が来ます。つまり結婚については優しいが、女性が働くことには冷たい制度ともいえます。

<年金と育児期間>

それから年金上の育児期の配慮です。最近は育児期間の無業や低収入は年金上社会的に評価するのが世界の年金の流れです。子どもが育つということは、年金を維持する上でとても重要なことです。しかし子どもを育てることで賃金が下がったり無業になれば年金は下がってしまう。そこで育児は社会的に年金上評価するという方向です。日本の場合も、育児休業中の保険料の免除等の改正はされているのですが、過半数の女性は辞めてしまっています。それから非正規の方も多いため、育児期の配慮は、厚生年金加入者でかつ育児休業を取った人には行われているのですが、多くの出産女性には届いていないという問題があります。

<離婚分割>

離婚分割は 2004 年改正で導入されました。これ以前は離婚分割がなかったので、これは離婚した方にとってはよかったのではないかと思います。

3. 女性と年金の課題

<現在の年金給付>

現在の高齢期の年金はどのくらいもらえているのかというのが皆さんのご関心があるところだと思いますが、実は結構高いのです。厚生労働省『年金制度基礎調査』平成 23 年によれば、夫婦世帯の方は年金 300 万～400 万円というところにピークが

あります。これは 70～74 歳層を見たものです。60 代はまだ仕事をしている人もいますし、年金年齢の引き上げ途上でもありますので、70～74 歳で厚生省の調査で見ました。ただ、先ほども述べたとおり、今後の年金はもっとずっと下がっていくことが予想されているわけです。

男女別に見ると、厚生労働省『国民生活基礎調査』平成 24 年という別の調査からですが、同じく 70～74 歳層について、男性は 200 万～300 万円ぐらいにピークがあって、女性は基礎年金ぐらいである 60 万～80 万円、あるいは少し厚生年金をもらっている 80 万～100 万円ぐらいにピークがあります。両者が夫婦であれば 300 万～400 万円の年金になるわけです。

しかし、単身だけで見ますと、単身女性の 4 割が年間 100 万円未満の年金しかもらっていませんし、61%が年間 150 万円未満の年金しかもらっていません。同じく厚生労働省『年金制度基礎調査』平成 23 年からです。なぜか。この年齢層の方たちは第 3 号の保険者制度ができたときに 40 代だった方たちです。当時はまだ女性の家族従業者がかなりいて、自営世帯も多かったのです。つまり 1 号の方々も多かった。

それから、サラリーマンでずっと働き続けていたシングル女性の場合は男性よりかなり賃金が低く、しかも正社員を続けられなくて、途中から非正規になってしまうような方も比較的多かった。このような諸要因のために、年金が低くなってしまいます。

単身の中では、遺族年金を受給している方はそれでも年金水準が高いのですが、生涯シングルの方の年金がかなり低いことが分かっています。またここまでの統計には示されていませんが、年金がすごく低い方たちは子同居世帯の女性にも多いです。

<現役女性の就業調整の実態>

現役の働き方への影響ですが、厚生労働省『21 世紀成年者縦断調査』という 1968～1982 年生まれの方たちの調査で見たものがパワーポイントの図です。結婚している方と未婚の方で分け、それぞれを正社員の方と他の就業形態の方に分けています。左側の有配偶女性をみると正社員の方たちは 200 万～700 万円ぐらいに年収が分布していますが、時間給で働く人たちは 103 万円のところに非常に大きなピークがあり、そこに就業調整しています。130 万円はより小さなピークですが、そこにもピークはあります。

そして単身の方も、右の図のようにやはり 103 万円のところに調整する小さいピークはありますが、調整とは無関係の正社員就業の方が全般にずっと多いです。これに対して有配偶女性については、就業調整のピークにいる方の数は大きくて、時給で働く妻の多くが税金や社会保険のことを考えつつ就業調整をしていることが分かると思います。

女性の年金の課題としては、現役世代について、働く人が就業調整したくなるような徴収構造はなくすべきです。現状では、他の統計等を見ますと、子どもが義務教育を修了しだんだん母親がより長時間働けるようになったときに 103 万の壁にぶつかり就業調整が増えるとわかっています。また夫の収入が高い方が就業調整をしてい

ます。就業調整をしないと、年間 20 万～30 万円ぐらいの社会保険料が突然掛かるようになるのです。そのため、就業調整をするのが大変合理的なような徴収構造になってしまっているわけです。さらに遺族年金からも、せっかく年金を積み立てたと思っても、夫が亡くなると自分の年金分がなくなってしまう。そういうことで、もう少し女性が就業するという前提で社会保障を再考した方がよろしいのではないだろうか。

4. 試案をもとに山本克也氏によるシミュレーション

そこで、先ほどの私の論文をもとに社会保障人口問題研究所の山本克也先生が年金シミュレーションしてくださいました。お配りした冊子には間に合わなくて、追加資料として資料集に入っています。私の考えた案とは、『年金と経済』の 2014 年、第 34 巻第 1 号 24-39 頁にあります。米国のようなベンドポイント式の年金を考えました。米国のベンドポイント式とは、例えば月収 8 万円までは年金代替率が 9 割、すなわち 9 割の金額を年金としてもらえる、月収が高くなると代替率は 32%と下がり、さらに高くなると 16%に下がる仕組みです。たとえば生涯 8 万円で働く人は年金を 7 万 2000 円もらいます。そのように低賃金に厚い給付構造ですが、かわりにわずかな収入でも原則としてすべて社会保険料を課します。米国の制度にならった事例ですが、こういう形にしたらどういうことになるか。その上で第 3 号のような配慮を子育て期間だけにしたらどういうことになるか。さらに育児理由で退職し再就職した人には年金が加算されるような就業奨励の工夫をしたらどういうことになるか。また女性が遺族年金をもらうときに自分の年金が完全にカットされるのではなく、低い人には自分の年金が上がるにつれてだんだん遺族年金は下がるような形で自分の年金の上に遺族年金が載る形にしたらどうなるだろうかということを書き、その案に基づいてそれを簡略化し山本先生がシミュレーションをしてくださいました。

そのシミュレーションの結果についてご紹介します。山本先生は、社会保障・人口問題研究所の研究者で、年金の財政のシミュレーションがご専門です。今日は残念ながら来られませんでしたので、私がどこまできちんとご説明できるか分かりませんが、先生が今回の財政検証のもう 1 回前の 2009 年の財政検証のプログラムを使い、中位の物価上昇率、中位の賃金上昇率、中位の運用利回りの仮定の下で、厚生労働省が当時行ったのと同じような初期値で計算をしてくださいました。年金加入者が毎年どのように変化していくか、報酬がどのように変化していくかを試算に入れて計算してくださったものです。

私の案は育児期間の保険料の免除という仕組みがありますが、山本先生の案では、第 3 号被保険者を廃止して、第 3 号被保険者は全員が原則新 2 号となる（育児期も第 2 号と評価する）ものとして計算されています。先ほど説明したようなベンドポイント制を仮定したので低収入の人には保険料納付の割に給付が高い形になっています。旧制度の方は旧制度で計算されていますが、新制度に移ったらその時から新制

度として給付されるということです。そして、マクロ経済スライドをここでは適用させていません。年収が低い人は9割ぐらい年金をもらえ、そして、そこから先は少しベンドして、もっと年収が高いともっと代替率が下がる方式です。例えば、3号の方も1号の方も生涯10.5万円で働いたと仮定すると、年金が8万円ぐらいになります。それでどういうことになるかを見てみましょう。

私の論文では、再就職の加算などありますが、その辺は全部端折って計算されています。結果として、第1号被保険者の方の年金給付はかなり上がります。第3号被保険者の方は少し年金給付が上がります。第2号被保険者の方は、時代がかなりたつて年金給付が上がるという形になっています。そうすると、高齢化がすすむ2040年には、現在の制度に比べて7兆円ぐらいのお金が掛かって年金給付は全体に上がるという結果になりました。また第2号被保険者が新制度に移行しない場合には、第1号と第3号の変化だけになります。

結論としては、低所得の方たちの年金を拡充することで、2040年には約9兆円(消費税3%分相当)のお金が掛かるとなりました。また第2号被保険者制度を変えないと仮定すると5兆円ぐらいで、消費税2%分の支出に当たるというのが山本克也先生の試算でした。この他にもう少し試算があるのですが、時間の制約から説明はここまででとさせていただきますと思います。

これは一つの試算ですが、これから大きく高齢化に向かっていく中で、女性の働き方、それから子育て期の年金の考え方を、女性の就業を奨励する方向に再考する必要があると思います。一番貧困になりやすいのは高齢女性です。女性の老後の年金と、女性の現役期の保険料負担についてどういうふうに考えるか、ここで議論したいということで、論点整理と問題提起をいたしました。

(参考資料)

永瀬伸子(2015)「【特集】公的年金改革について パートの厚生年金の適応拡大について—年金の財政検証と適用拡大オプションの試算から—」『年金と経済』第34巻第1号24-39頁。

シンポジウム『女性と年金』 ～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

日時：平成27年11月26日(木) 14:00～17:00
会場：東海大学校友会館

「法学から見た3号被保険者問題」

倉田 賀世(熊本大学法学部准教授)

私は永瀬先生よりは若干ですが下の世代になります。個人的には2号被保険者も3号も1号も経験したことがあるので、それぞれに思い入れはありますが、今日は経済学の先生方からすると若干頭が固いと思われがちな法律学の観点から3号被保険者というものについてお話をさせていただきますと思っています。

今たくさん課題を挙げていただいたにもかかわらず、法律学の見地から見た場合、3号というのは、法律学上は現時点ではなお著しく不合理とまでは言い難い制度です。むしろ仮に激変緩和措置等を取ることなく即完全廃止とした場合、例えば少し前に生活保護の母子加算や高齢加算の廃止などの場合に法律問題が生じたように、同様の疑義が呈される可能性すらあると考えています。3号というのは、永瀬先生がおっしゃったようなさまざまな問題点があるとされながら、それでもなお、いかなる理由によって著しい不合理とまでは言い切れなくなっているのか、本報告ではこの点について法律学からわざわざばかりの言及を試みさせていただきたいと思っています。



1. 公的年金保険制度における3号被保険者創設の意義

先ほど永瀬先生の方からもご説明があったところですが、1961年に国民年金制度が発足した当時、厚生年金が世帯単位の給付設計になっていたことを踏まえて、厚生年金の被保険者の被扶養配偶者は、国民年金に対して任意加入しか認められていませんでした。仮にこのときに奥さまが任意加入した場合、40年間加入した場合の夫婦への年金支給額は、夫婦2人の生活を前提として給付設計されている夫側の年金に、さらに妻の任意加入分が付加される結果、過剰給付が生じるという問題が指摘されていました。他方で、奥さまがもし任意加入しなければ、自らが障害を負った場合、あるいは離婚をした場合に無年金になるという問題もありました。

そこで、1985年の改正で、2号の被扶養配偶者を強制適用する3号が設けられたわけです。この制度は、従来2号に支給されていた定額給付の一部と配偶者加算を

夫婦それぞれの基礎年金へと改め、3号に新たに基礎年金を支給するものです。

2. 3号被保険者制度創設に対する評価

この制度に対する評価としては、法律学的な見地からすると、「基礎年金の個人化」である、あるいは3号自身は保険料拠出をしないことを前提として、3号というのは、年金の個人単位化というよりは、実態的には2号の年金受給権の一部の法定分割制度であるというような、主に被扶養配偶者の年金受給権の確立という側面に着目した評価が見られます。

一方、経済学的な観点では、先ほど永瀬先生にご指摘いただきましたとおり、被用者の報酬比例部分の給付水準が引き下げられるとともに、厚生年金の定額部分の基礎年金化に伴い、3号がいる世帯では給付水準が下がりにくくありませんでしたが、他方で共働き、あるいは単身世帯では給付水準が引き下げられた点に着目し、この改正は世帯構成による違いによる格差を広げ、給付と拠出の対価関係を弱める改正だったとする評価もあるところです。

このように、3号の創設時に対する評価は分野ごとに多様です。しかしながら、ここで着目すべきは、85年改正は産業構造の変化に伴う1号の減少、あるいは高齢化の進行に伴って給付が増大したことにより、国民年金制度の財政状況の悪化が生じたことに対応するため、基礎年金拠出金という形で被用者年金からお金を国民年金の方に出す財政調整を行う仕組みを構築することを第一義的な目的としていたと思われまます。

その点からすると、3号の創設は、被用者の被扶養配偶者の年金を公的年金保険制上に位置付けるかについての一つの政策選択の結果にすぎないと見ることもできるわけです。つまり、言い換えますと、3号というのは公的年金保険制度上、原理的に必要不可欠な構成要素とまでは必ずしも言い切れないということです。それ故に、何度も議論があるとおり、その制度の合理性が常に問われ続けることになるわけです。

3. 「世帯単位」と「個人単位」から見る合理性

次に、この制度の合理性というものをいかに考えるのかという点から少し見ていきたいと思えます。立法者の政策選択に一定以上の合理性を見いだすことができるかどうかを論じるに当たっては、唯一絶対的な判断基準があるわけではありません。従いまして、多様な観点からの議論が可能ではないかと思われまます。例えば3号についても、私保険原理を扶助原理で修正しつつ、集団的なリスク分散を行うという社会保険制度の特質に焦点を当ててその合理性を論じるのか、あるいは、政策が個人の選択行動に一定の影響を及ぼし得ることを前提として、このような観点から合理性を論じるのかでは、当然、結論が異なってくる可能性があります。

これを踏まえた上で、次に、公的年金保険制度における世帯単位と個人単位という観点から、3号も含めた公的年金保険制度における合理性を考えてみたいと思いま

す。3号は、主に男性が片働きをする世帯の被扶養配偶者の年金権をいかに確立するかという観点に基づく政策選択です。それ故、公的年金保険制度が従来のがが国で普遍的であるとされてきた世帯というものを前提として構築された結果生まれた制度であるとするならば、3号の合理性を論じるに当たっては、その前提となっている世帯単位に基づく制度設計そのものの合理性を論じることが必要であると思われるからです。

公的年金保険制度において、世帯単位にどのようなものがあるかをまず概観してみたいと思います。パワーポイントに幾つか例示しております。例えば、高齢夫婦世帯を念頭に置いた基礎年金の給付水準設計、あるいは、障害年金や遺族年金においては、遺族年金の場合、生計維持要件というものを介して年金給付をするか、しないか、あるいは障害年金の場合、加算をするか、しないか、それが世帯の状況を前提に決まっています。さらには、2号の保険料拠出が3号の基礎年金の受給につながる点も世帯に着目した制度設計として挙げることができます。

一方、三つ目ですが、1号の被保険者については、保険料の賦課徴収、あるいは納付義務については個人単位で制度設計されています。その一方で、保険料納付については世帯主に連帯納付義務が課されていると同時に、保険料免除については世帯の状況に応じるとされており、世帯単位的な構成要素が1号においても含まれています。これらを見ますと、現行の公的年金保険制度を全体として見た場合、世帯単位による構成要素が相当な割合で存在していることになるわけです。

このような制度設計の合理性については、社会保障の学説上、次のような見解が示されています。例えば老齢年金の給付水準を世帯単位で設計することに関しては、社会通念上生計の単位と考えられる世帯を基礎に給付の水準を設定することが合理的であり、仮に完全に個人単位化した場合、世帯の利益が考慮されなくなることによって、給付水準が多くなりすぎるといった問題が生じるのではないかと指摘されています。

また、2号、3号の社会保険適用や保険料の賦課徴収について、世帯に着目した構成がなされている点については、特に被用者保険制度においては、事業主と被保険者の双方に保険料負担義務を課し、同時に事業主のみに保険料納付義務を課している点に着目して、このような制度構造の下では、被保険者の家族・世帯員に同じ制度の保護の網を掛けるとすれば、生計維持要件・生計同一要件によって、家族・世帯員を結合させるのが合理的である。なぜなら、生計維持関係等によって家族・世帯員を被保険者と結び付ける以上、被保険者のそうした生計状況に鑑みれば、保険料負担能力を持つのは被保険者と考えるのが合理的であるし、また、事業主とは何ら直接的に法的関係がない被扶養者について、被保険者とは別に保険料を事業主に徴収させることは妥当性を欠くからであるという説明がされています。

これらによると、年金保険制度において現在取られている世帯単位構成は、給付の水準設定や保険関係の構造上一定の合理性が存在していることとなります。このような世帯単位に基づく制度設計の合理性は、あらゆる国民の老後の基礎的な所得保障ニーズを保障するという現在の公的年金保険制度の趣旨からしますと、家族形態

が多様化し、男性片働き世帯が相対的に減少したことをもっても、直ちに失われるものではありません。

しかしながら、このことをもって、法律学上3号被保険者の女性の就労抑制効果や1号である配偶者と比較した場合の不公平については是正する必要性が完全に否定されているわけではないことにはもちろん留意する必要があるかと思われま。法律学においても、社会保険原理とは別の性別役割分担を前提とする法制度を縮小していくべきという観点から、3号を将来的には被扶養者という地位には結び付かない別の生活保障を担保する仕組みへと変化させていく可能性は既に指摘されているところ。です。

4. 3号被保険者制度の個人単位化に伴う課題

このようなことを踏まえて、最後に、現行の制度を前提として、3号被保険者制度を含めて、個人単位化をする場合に考えられ得る課題に言及して本報告の結びとさせていただきます。

仮に今の年金保険制度を前提として個人単位化を貫徹するとした場合、当然、3号被保険者にも能力に応じた保険料負担を求めることにつながりますが、保険料負担能力がない3号については、結局のところ、実質的には配偶者の負担能力に着目した保険料賦課をすることになるかと思われま。その結果、形式的には個人単位化といながらも、実質的には世帯単位的な取り扱いは依然として存続してしまう可能性が残ります。

また、先ほど申し上げましたように、保険料徴収について、使用関係がない事業主が2号と同様に3号から保険料を賦課徴収することはできませんので、3号の保険料に関しては現行の1号と同様の方法を取るような選択肢が考えられるかと思われま。その場合、徴収事務に掛かる行政コストの上昇、あるいは、当然1号の場合と同様に、未納者の増加といった問題が生じ得る可能性が現在よりは高くなるかと思われま。

さらに3点目ですが、「世帯単位」の制度設計は、社会保険を全体で見た場合は、年金に限らず、公的医療保険制度にも用いられています。ですから、公的年金保険制度においてより一層個人単位化の制度設計を推進していくとした場合、その他の社会保険制度も含めて全体の中での整合性をいかに図っていくか、この点もやはり検討が必要になるかと思われま。

以上をまとめますと、無職者も含めて、全ての国民に基礎的な生活保障を行うという公的年金保険制度の立法目的からしますと、残念ながらと言うべきか、3号の合理性は直ちに否定されるものではありません。しかしながら、今申し上げたような課題をクリアしつつ、性別による格差を是正する必要性も他方で存在しています。従いまして、法律学の立場からすると、この後行われる経済学における先進的な議論の蓄積に大きな期待を寄せているところ。です。

シンポジウム『女性と年金』 ～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

日時：平成 27 年 11 月 26 日 (木) 14:00～17:00
会場：東海大学校友会館

「海外における女性への年金上の配慮について」

丸山 桂 (成蹊大学経済学部教授)

ただ今ご紹介にあずかりました成蹊大学の丸山と申します。これまでは日本の第3号被保険者制度や育児に対する配慮について報告されてきましたが、ここでは海外の状況についてお話をさせていただきます。



1. 海外における夫の権利に付随する年金権の付与について

まず、日本の第3号被保険者制度に相当するような、無業の配偶者に対して、自身の保険料拠出ではなく夫の権利に付随して年金を給付する国があるかということ、もちろんそのような国はあるのですが、年金の個人単位化の進展のなか、先進国の中では現在は日本とアメリカが採用する国となりました。特にベヴァリッジ報告で男性稼得者モデルの社会保険方式を提言し、それを実際に制度化行したイギリスが2016年から個人単位化に移行するのは非常に大きな変革の流れではないかと思います。また、日本の加給年金に相当するような制度を維持していたフランスも財政難を理由に廃止したところも一つの大きな流れではないかと思います。

アメリカの場合、日本と何が違うかといいますと、給付額は、配偶者の基本年金額の50%水準で、日本の第3号被保険者に基礎年金が100%支給されることに比べると少し制度が異なります。もう一つは、いわゆる第3号被保険者の基準、日本では4分の3基準や130万円の壁といったことがよく議論されますが、アメリカでは基本的には、被用者であり収入がある者は被用者保険に加入しなければならず、就業調整が非常にしにくい状況になっています。

2. 出産・育児への年金制度上の配慮

ここからは、出産育児に対して各国が年金制度上どのような配慮をしているのかという話をさせていただきます。多くの先進国でも、育児のために低賃金になってしまったり、加入期間が非常に短くなってしまったりという問題は日本と共通しており、こうしたペナルティーに配慮する制度を導入しています。その目的は国によって

異なるのですが、出生率の向上、ジェンダーの平等、つまり女性の方がどうしても育児の期間に仕事を中断しがちであるといったことへの配慮、そして仕事の中断による貧困リスクへの対処などが挙げられます。

しかし、そうした配慮がない国もあります。アメリカ、オーストラリア、アイスランド、オランダなどは、特段の配慮がない国となっています。こうした国々は育児のために就業を中断したり、低賃金になったりしたことへの間接的な配慮として、居住年数に応じて年金を給付するというやり方(税方式)で、育児の期間に就業を中断しても不利益にならないようにしています。あるいはターゲットを絞って給付を行う低所得者向けの給付制度を別に持つ国もあります。また、老後の年金支給額の計算をする際に、標準報酬の計算期間の範囲を全期間ではなく、有利な期間だけを取り上げて計算するという方式で、短期的な就業中断があったとしても、それが老後に響かないように配慮するというやり方を設けています。

2-1. 制度上の目的

ここからは、具体的に育児に対する配慮をしている国々の状況を見ていきたいと思います。目的により制度が異なりますが、出生率の引き上げを目的とする場合、多子世帯に対して給付増を行っている国があります。代表的な国として、フランスでは子どもを3人以上育てた家庭には給付アップ措置を行っています。あるいは子どもの扶養コストの相殺という観点から、子どもを育てるにはお金が掛かるので、児童手当とも共通している考え方ですが、給付期間の保険料の減額、みなし保険料期間などを行っている国もあります。

最も多いのが母親への所得保障を目的に、育児のために無収入であった期間を、保険料の納付期間とみなしたり、育児期間の保険料の納付額をある額としてみなしたりする方式です。また、母親の就労インセンティブの促進やごく少数派ですが、子どもを産むことで母親が早期にリタイアすることが可能になるといったことをしている国もあります(イタリアなど)。

2-2. OECD 諸国の育児期間に対する年金配慮の類型

OECD 諸国の育児期間に対する年金配慮の類型としては、母親の就労状況を問わず、育児をした一定の期間に年金の優遇措置をしている国があります。例えば、フランス、ドイツ、イタリアは皆年金の国ではありませんので、保険料を納めていなくても、納付期間としてみなすという方式を採用しています。あるいは、育児による就業中断期間に年金クレジットを付与するという方式を採用する国もあります。また、カナダのように、育児期間については、最終的な所得比例年金の基礎額を計算するとき、その期間を除外して計算することで年金額が高くなるように配慮するというやり方があります。

そして、先ほど申し上げたいいわゆる税方式を採用する国々の場合には、年金給付額が居住年数で決まっていたり、アメリカのように老齢年金の最低保険料納付期間が

極めて低く、10年で老齢年金が受給可能であるなど、アクセスしやすいような配慮をしています。さらに、養育した子ども数に応じて年金クレジットを付与するという
ことで、最終的な年金給付額は、子どもを3人以上持った場合には10%の増額をする
フランスのようなやり方もあります。

こうした出産や育児に配慮する政策は、年金だけで完結するわけではなく、児童手
当や育児休業制度、働きやすい就業環境が整えられているかどうかといった社会政
策全体の視点から本来議論すべきことですが、本日は年金制度上の視点からお話を
させていただきました。

2-3 制度設計上の論点

これからの日本の年金を考えていく中で、幾つか制度設計上の論点があります。一
つは、こうした育児への配慮は、母親だけが対象なのか、それとも父親も対象なのか
ということです。多くの国々は母親を対象としている国が多いです。ただし、ドイツ
では夫婦間の分割を認めています。また、スウェーデンでは、希望が提示されなけれ
ば収入の低い方に付けます。多くの場合には母親だと思いますが、このようなジェン
ダーに対するニュートラルな制度設計をしています。クレジットの算定方法や対象
期間も国によって異なり、育児休業期間だけに限定している国がある一方、子どもが
10歳ぐらいまでの非常に長い期間を認めているような国もあります。

次に、標準報酬の扱いについては、日本では育児休業期間中の厚生年金の標準報酬
額は、休業前賃金を採用しています。ポイント制を採用するドイツの場合には、子
どもが3歳までの期間、加入者平均の標準報酬を付与します。これは男女合計の加入
者平均ですので、若年女性や低所得者層にはかなり配慮していることになります。た
だし、加入者平均のみなし標準報酬を適用しているのは、子どもの出生からの一定期
間だけです。実際には、この制度はポイント制ですので、無職の期間を長くなると、
加入者平均の標準報酬を1とした場合、無職者は0.33にまで落とすという方式も取
っています。ドイツの制度の場合、加入者平均の標準報酬よりも高額な賃金水準で働
く女性にはあまりメリットのない制度かと思えます。

一方、老後の年金の基礎額を計算するときに休業期間を除外するカナダのような
方式では、フルタイムで就業を継続して、短期間だけ就業を中断する、あるいは育児
休業を取るというように、相対的な高所得層の人たちには有利な制度設計になっ
ています。

財源については、年金保険料で賄う日本やカナダのような場合、あるいは税で賄う
ドイツやスウェーデン、混合型のフランスなど各国で異なります。

三つ目は、育児以外の家族ケアも年金制度上の配慮対象とするという動きの拡大で
す。例えば、重度の障がい児を育てている家庭には別の年金クレジットを付与する国
や自宅で高齢者などの家族ケアをしている人に対しても年金制度上で配慮をする
といったものが広がっています。恐らく今後日本では介護離職の問題が大きな課題に
なってきますので、こうした出産育児や家族介護も含めた家族ケアをどうするかと

というのが政策対応を求められる分野になるのではないかと思います。

さて、こうした諸外国が制度による導入効果を見ていきたいと思います。D'Addio(2012)の試算によると、OECD 諸国の平均では、おおむね3~7%程度、制度導入によって所得代替率の引き上げ効果があるとのこと。ただし、育児期間の年金クレジットは確かに給付水準改善には効果はあるのですが、男女の年金格差の問題が全て解消するわけではないことも指摘されています。

また、カナダの年金制度、当該期間を除外して計算する方法ですが、それに掛かるコストは総給付額の2.3%相当で、年金保険料率で見ると0.2%程度の財政負担を必要とするとの試算があります。

そして、母親の就業インセンティブや就業促進成果という観点も重要です。特にドイツの場合には先ほど申し上げた最初の3年間は加入者平均のポイントで加入していたものとみなすので、低所得層の人たちにとっては給付算定上に配慮している制度になってきます。ただし、今後、女性が高学歴化して、男女の賃金格差が縮まってくれば、こうした恩恵のメリットはだんだん小さくなっていくことになると思います。

年金クレジットによって、母親の就業行動が変わるのだろうかという労働経済学の研究を紹介したいと思います。ドイツでは、1992年にそれまでの年金制度上の配慮が1年間であったのを3年間に延長する措置がされたのですが、これで母親の働き方が変わるかを分析した結果、特に影響はなかったということです。この時期の母親たちの就業決定には、育児休業制度や、保育所が充実しているかどうかなど、その時点でに必要なものがどの程度充実しているかが非常に重要な影響を及ぼしているという先行研究があります。

2-4. 育児期間の年金クレジットの適用有無別にみた所得代替率(2009年)

ここで、OECD 各国の育児期間の年金クレジットの適用有無別にみた所得代替率をみていきたいと思います。ある女性はその国の女性労働者の平均賃金で働き、全く就業中断がなく、子どもを持たずに平均的な引退年齢でリタイアした場合の所得代替率を100%とします。グラフの横軸は女性が子どもを2人もち、就業を中断した期間、縦軸は就業継続者に対する所得代替率の比率をあらわしています。グラフには2本の折れ線グラフがありますが、1つは育児のクレジットを考慮した場合に、休業期間が長くなるに従ってどのぐらい年金の所得代替率が下がるのかを試算したものです。もう1つは育児に配慮する制度が全くなかった場合にどの程度年金の所得代替率が下がってしまうのかを試算したものである。国によってその違いにはパターンがあるので、以下、見ていきたいと思います。

日本の場合には、子どもが2人いるという前提では、育児休業期間中に休業前賃金を保障するので、それほど所得代替率の落ち込みはありませんが、育児休業期間を過ぎてもなお休業を続けていくと、フルタイムで就業を継続した人よりも所得代替率が下がってしまいます。

一方、カナダは育児クレジットがあってもなくても所得代替率は同じで、全く同じ線が重なるグラフになってしまっています。これは、カナダには育児期間を計算から除外する制度がある他に、理由を問わずに年金算定上不利益な期間を最大 8 年まで除外できる制度があり、そちらが適用されてしまうので、育児による就業中断について特段影響がない結果ということになっています。

フランスの場合には、育児の初期から徐々に下がっていくという形状になっています。これは、休業してしまうと、最初の期間は比較的手厚い保護が行われるのですが、期間を経るにつれて、標準報酬の計算が最低賃金での換算レートになってしまうので、どうしても所得代替率は落ち込みがちです。また、先ほどフランスは多子世帯には優遇措置があるとお話ししましたが、多子世帯の優遇措置は 3 人からですので、このシミュレーションは 2 人の子どもを前提としているので、そうした給付増の措置がないため、育児による就業中断が長くなるほど、所得代替率は継続者に比べ、かなり落ち込むというようになっています。

最後に、ドイツの場合には、最初の 3 年間は加入者平均で加入していたものとみなすので、この期間の所得代替率は 100% を超え、子どもがいない人よりも子どもがいた人の方が少し年金額が増えるという状況になっています。

3. 制度設計に関して考慮すべきこと

ここまで各国の状況を見てきたのですが、制度設計に関して考慮すべき点を Barr and Diamond の研究成果から紹介したいと思います。育児期間に年金クレジットを導入することには留意事項が 4 点あり、その中でも彼らが非常に重視しているのが、就労インセンティブに負の影響を与えることがないように制度設計する必要があるという点である。つまり、クレジットを充実させすぎると、働かないで家庭で、自分で子どものケアをした方がより高額な年金がもらえるような制度になってしまうので、そういうところに配慮しなければならないと指摘しています。

母親の労働市場への参加インセンティブと、自分で子育てをするのか、保育所などの外部サービスを利用するのかといったバランスへの配慮は非常に重要で、児童手当や年金クレジットの充実が逆に賃金労働に従事するインセンティブを損ねる恐れがある、とりわけ低所得者だけにこれらの制度を適用する場合には、より影響が大きくなるという懸念があるということで、労働市場への影響にも配慮する必要があるのではないかと思います。

4. 日本の課題と政策提言

最後に、私の個人的な政策提言をさせていただきます。これまで第 3 号被保険者は保険料を拠出していないのに給付をもらえるという観点からの議論がされてきましたが、今後マクロ経済スライドによって基礎年金の水準が下がっていくことを考えると、そのメリットは恐らく縮小していくのではないかと思います。むしろ労働市場の非正規化、先日、雇用労働市場の 4 割が非正規になったという報道がありまし

たが、十分な老齢年金が確保できない人が今後増加してくることを考えると、貧困リスクへの対処を考えるべきです。それから、現在は厚生年金加入者に育児への配慮がされていますが、これを自営業者世帯にも拡大していくかどうかが論点になっていきます。そして、家族介護に対する配慮も今後は考えていかななくてはならないのではないかと思います。

政策提言としては、今後は働きながら家族介護をする方も増えてくると思いますので、短時間労働などで不利益になった人に対しては、何らかの年金制度上の配慮を考えなければならないと思います。来年、厚生年金の適用拡大が予定されていますが、これをますます拡充し、できるだけ短時間労働者に適用拡大をすることによって自分の保険料子出に基づく年金を受給できるような配慮が今後必要なのではないかと考えました。以上で私の報告を終わらせていただきます。

シンポジウム『女性と年金』 ～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

日時：平成 27 年 11 月 26 日 (木) 14:00～17:00
会場：東海大学校友会館

「女性と年金のマイクロシミュレーション」

稲垣 誠一 氏 (株式会社シーエーシー社会保障ビジネス本部専門顧問／東京工業大学客員教授・日本年金学会会計監事)

1. 報告の目的

マイクロシミュレーションという手法は欧米諸国では広く使われている手法ですが、日本ではあまり一般的ではありません。今日はこのモデルを使いまして、将来、高齢女性が実際に受け取る年金額がどれくらいになるかをお示しします。従って、私の報告の目的は将来の高齢女性が実際に受け取る年金の水準を明らかにすることになります。



永瀬先生からもご指摘がありましたが、生涯未婚や離婚が増加し、夫に頼らず一人で暮らす女性が増加しています。にもかかわらず、男女の雇用格差は必ずしも是正されているとは言い難い状況にあるかと思えます。

現在の年金制度は専業主婦世帯を中心に制度が構築されているわけで、そうでない方は将来の年金水準に不安を感じていらっしゃるのではないかと思います。ところが、政府が示している年金水準は、専業主婦世帯をモデルとした所得代替率であり、それが 50%を超えるかどうかだけに焦点が当てられています。これでは本当の年金水準は分かりません。そのために、マイクロシミュレーションモデルを用いて、本当の年金水準を明らかにしようというのが私の報告になります。

2. 将来の高齢女性の姿

その前に、将来の高齢女性がどんな感じになるのかをざっと見てみたいと思います。まず高齢化率ですが、女性の方が長生きですので、男性よりも当然高くなります。2100 年の時点で男性 37.3%、女性 44.6%と予測されています。それから、未婚や離別の高齢女性も驚くほど増えます。2010 年では、8.7%が未婚あるいは離別の高齢女性ですが、これが 2100 年には 30.3%まで増えると予測されます。

一方、一人暮らしの高齢女性もこれから大きく増えるわけで、2100年時点では35.7%、3分の1以上の女性が一人暮らしと見込まれます。夫婦のみはそれほどでもないのですが、子どもと同居も3分の1ぐらいあります。ただ、子どもとの同居といっても、昔は子ども夫婦と同居というのが多かったのですが、これからは配偶者のいない子どもとの同居、言い換えますと、パラサイトシングルやシングルマザーとの同居が増えることが予測されるわけです。

この数字をもう少し詳しく見てみたいと思います。男女別に高齢化率の将来見通しを見ると、2100年には女性の45%が高齢者で、半数近い女性が高齢者です。2100年には女性全体の半分がおばあちゃん、大変な世の中になります。

これよりさらに驚くべきことは、高齢者の配偶関係の将来見通しです。女性の未婚もしくは離別の高齢者の割合は、1970年、まだ高度成長期のころは、わずか3%しかいませんでした。これが2010年には、かなり増えたのですが、依然として8.7%にとどまっています。これが今後どんどん増えまして、2100年には30.3%と、3割の高齢女性が未婚もしくは離別ということになると考えられます。

これは当然で、大体2割の女性が生涯未婚と言われており、3組に1組が離婚する時代ですので、こういう数字になることは避けられないわけですが、現在はまだ1割にも満たない状態なので、なかなか実感が湧きませんが、年金制度はこういう世の中に備えるものでないといけないということだと思います。

次に高齢女性の同居家族ですが、1998年から2013年までの実績の推移を、単独世帯、夫婦のみの世帯、子ども夫婦と同居、配偶者のいない子と同居の4区分に分けてみたものです。日本の社会では、もともと子ども夫婦と同居して、子どもに面倒を見てもらうのが一般的だったのですが、それがどんどん変わってきていることは皆さんご承知だと思います。20年ほど前の1998年でも、子ども夫婦と同居している女性高齢者は非常に多く、35.2%でした。それがこの10年、15年ぐらいの間にどんどん減り、2013年で16.7%ということで、同居家族の形態の中では一番少ない形態になってしまいました。

これは、年金制度、いわゆる公的扶養の仕組みが充実したために、子どもと同居しなくても生活できるようになったことが大きく貢献しているのではないかと思います。結果として、家庭内で子どもが親の面倒を見るという私的扶養の機能はほとんど失われたと考えていいのではないかと思います。これが昔のような形に戻るとは考えにくいと思います。

高齢女性の同居家族の将来見通しを見ると、子ども夫婦と同居している世帯は、今でも一番少ないのですが、さらに減っていくことになります。一方、単独世帯、一人暮らしの女性は右肩上がりに増えて、最終的には35%ぐらいまで増えます。

男性の場合は、夫婦のみの世帯の高齢男性が多いのですが、女性の場合は男性よりもかなり長生きですので、夫婦のみの世帯はそれほど多くはならないというのが男性との大きな違いだと思います。

3. 将来の高齢女性の年金はどうか？

それでは、将来の高齢女性の年金は一体どうなるのでしょうか。まず現役時代の男女の雇用格差の問題があります。これまでもいろいろ話が出ていますが、非正規雇用が多く、賃金水準が低いという状況です。その結果として、男性よりもかなり低い水準の年金になると考えられます。

それから、現在の年金制度は専業主婦世帯を念頭に構築されて、専業主婦に関しては第3号被保険者制度や遺族年金などで手厚く保護されているわけですが、もはや少数派で、3割にも満たない状況になっています。一方、未婚や離別の女性がこれからどんどん増えていくわけで、今後、貧困率が上昇していくことが危惧されます。

第3号被保険者制度が導入されたときには、女性の年金権を確立することが目的とされており、第3号被保険者制度によって女性の年金権が確立され、離婚しても一定の年金水準が確保できると考えている方も多いと思いますが、実はそんなことはありません。そのことについては後ほど数字でご説明したいと思います。

その前に日本の年金制度をざっとおさらいしたいと思います。日本の年金制度は2階建てと言われていますが、2階建てはいわゆる正社員だけで、非正規雇用の第1号被保険者や専業主婦の第3号被保険者は2階建てではなく1階部分だけという仕組みになっています。非正規雇用を中心とした第1号被保険者と第3号被保険者が受給できるのは1階部分の基礎年金だけなのですが、実は保険料の負担に大きな差があります。

被保険者数を見ると、男性は第2号の正社員にかなり集中していますが、女性は第1号と第3号が3割ぐらいずつで大体拮抗しています。

第1号被保険者と第3号被保険者では保険料負担の仕組みが全く違ってきます。第3号被保険者は専業主婦ということで、その立場にいただけで保険料を納付したとみなされますので、常に満額の基礎年金を受給することができます。これは専業主婦の役割を積極的に評価する仕組みだと思えます。これは1985年に導入された仕組みですが、そのころは専業主婦世帯が一般的だったので、こういった制度ができたことは、当時としてはある意味当たり前ではなかったかと思えます。

一方、最近是非正規雇用的人が増えてきて第1号被保険者が増えているのですが、第1号被保険者は保険料を自分で納めないといけません。保険料を納めない期間があると、それに応じて年金が減額されるということで、実際には低い年金になります。免除制度もあるのですが、免除を受けると半額の年金しか受給できないので、やはり低い年金になってしまいます。従って、女性の高齢者の年金は非常に低くなることが予想されます。

国民生活基礎調査では、高齢者の年金額の分布を調査していますが、これは、性別に四分位ごとの推移をみたものです。四分位とは、年金額が低いものから順に並べ、低いものから25%のところを第1四分位、50%のところを第2四分位(中央値)、75%のところを第3四分位と呼んでいます。第1四分位は年金額の低い方の年金の水準、中央値は平均的な人の年金額、第3四分位は高い人の年金額と見ていただけ

ればいいと思います。

女性の中央値は下から二つ目の赤い線で、100万円にも満たない状態です。これに対して男性の第1四分位は100万円ちょっとで、それよりも少し高く、女性の年金がいかに低いかがこれから分かるかと思います。

四分位ごとの年金額の将来見通しを見ても、同じように女性の年金は低い状態が将来的にも続くと推計されます。所得代替率もそうなのですが、平均的な現役男性の手取り収入に対する比率がよく水準の基準として使われるのですが、女性の低い人では50万円ぐらいで大体11.6%で、1割しかもらえないということで、非常に低い水準です。

次に、年金額の低い女性の将来見通しです。第1四分位の女性の年金額の将来見通しを配偶関係別にみたもので、有配偶の女性に関しては、本人の年金ではなく夫婦の年金の2分の1を公的年金額としています。参考のために、妻の年金だけの年金額のシミュレーション結果も示しています。死別と有配偶の女性は、高いというほど高くはないのですが、相対的に高い年金額で、未婚と離別の女性は非常に低い年金額です。

余談になりますが、2010年から2040年ぐらいにかけて、ほとんどの高齢女性の年金額が下がっているのですが、死別の女性の年金だけは上がっています。これは高度成長期のころにサラリーマンが増加し、夫が第2号被保険者であった方が増加したわけですが、その方の遺族年金が第1四分位の金額に反映されるということです。当時のサラリーマン化が、50年ぐらいたって遺族年金の増加をもたらし、それが年金額に大きく影響していることになります。年金制度を考える上では、超長期的な影響が非常に重要であることに留意する必要があるということを示しています。

4. 高齢女性の貧困率の将来見通し

最後に高齢女性の貧困率の将来見通しを配偶関係別に見ようと思います。この貧困率は相対貧困率ではあるのですが、よく使われている相対貧困率とは違って、生活扶助基準と比べた貧困率です。ですから、ここでいう貧困率は生活扶助基準未満の所得しかない人の割合ということです。ただし、この生活扶助基準には住宅扶助などは含めていませんので、非常に低い水準です。

ここで注目していただきたいのは、未婚・離別の女性と、死別、有配偶の女性の貧困率の違いです。死別の女性は一人暮らしになるケースが結構多いのですが、それでも遺族年金が充実しているのです。20%ぐらいが生活扶助基準未満です。有配偶の女性に関してはもっと低くて、10%そこそこです。これに対して、未婚・離別の女性は5割ぐらいと非常に高く、いかに未婚・離別の女性の年金額が低く、貧困率が高いかが分かるかと思います。

どうして未婚・離別女性の貧困率が高いかということ、まず年金額の水準が低いということです。女性は非正規雇用の第1号被保険者が多いので、満額の基礎年金を受給できない方が多く、どうしても低くなります。また、厚生年金に加入している方も

結構いるのですが、一般的に加入期間が短く賃金も低いので、それほど高い年金は期待できないということです。

それから、第3号被保険者制度や厚生年金の離婚分割が離別女性の年金源の確保に役に立つのではないかと思われるかもしれませんが、実は平均の婚姻期間は10年ちょっとと短いわけで、仮に全期間に第3号被保険者であったとしても大した効果はないということです。離婚分割に至ってはわずか9.2%しか使われていませんので、その効果は非常に限定的であると思います。

そして、未婚女性に関しては、そもそもこの制度は全く関係がありません。さらに、未婚女性や離別女性は子どもがいないか、少ないかということで、一人暮らしのリスクが非常に高いことが貧困率を押し上げる要因で、それが大きな差になって出てきているということになります。

5. どうすればよいのか

最後に年金制度としてどうすればいいのかということです。まずは男女の雇用格差の改善は絶対に必要だと考えています。特に第3号被保険者制度など、女性の就業行動の制約条件となっている制度は見直すべきではないかと考えています。それから、育児・介護は女性が担うケースが多いわけですが、そういった育児・介護期間の積極的な評価、あるいは厚生労働省のオプション試算でもありましたが、短時間労働者などに対する厚生年金の適用拡大を広げていくことも必要ではないかと思えます。

ただ、これだけでは必ずしも十分ではないということを付け加えたいと思います。現行の年金制度は、基礎年金も含めて社会保険方式になっています。これは基本的に保険料に応じて年金を支給する仕組みです。従って、将来に向かって雇用格差を改善できたとしても、現在の40代・50代の女性の多くは、既に低年金が約束されていて、この方々の年金を引き上げることは、ほとんど望めないことになります。従いまして、最低保障年金や税方式の基礎年金、あるいは高齢者向けの生活保護制度との一体化などを今後再検討していく必要があるのではないかと考えています。

以上、簡単ではありますが私の報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

シンポジウム『女性と年金』 ～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

日時：平成27年11月26日(木) 14:00～17:00
会場：東海大学校友会館

「年金数理人から見た3号被保険者問題」

小野 正昭 (みずほ年金研究所研究理事・日本年金学会幹事)

頂いたタイトルが「年金数理人から見た3号被保険者問題」というもので、ずっと聞き流せばそのとおりかもしれないのですが、何となく違和感があります。私も特にこの分野は専門的ではないので、むしろ第3号被保険者問題を中心とした女性の年金問題を普通のおじさんがお話しすると、それがたまたま年金数理人だったというような見方でお聞きいただければと思います。



1. 就労形態の現状

まず非正規雇用の問題があります。非正規雇用労働者は平成6年ぐらいから徐々に増加していて、最近も緩やかに増加しています。先ほど40%というようなお話もあり、そのとおりです。近年は、非正規雇用労働者に占める65歳以上の割合が高まっています。また、パート、アルバイトの人たちが7割ぐらいを占めるという状況です。

年金制度のモデルを考える場合に、もはや共働き世帯だというようなご提言もあります。共働き世帯は、かつては少数派だったのかもしれませんが、年々増加していて、男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、もともとは36%程度だったものが徐々に拮抗してきて、最終的には60%ぐらいにまで上昇しています。

一方、被用者ではないのですが、小規模事業者の数がどうなっているかを確認しておきます。実数が若干合わない部分があるのですが、傾向として、小規模事業者は個人事業主がほとんどですが、この個人事業主が近年は急速に減少しています。こういったところが、当初、第1号被保険者として想定していた層です。

その中でも、自営業を職種別で見えます。そうすると、いわゆる伝統的な自営業、士業といったグループがある一方で、雇用的自営業も自営業者の中には含まれています。この割合がだんだん増えてきています。こういった方々は、建設技術者やSEや保険代理人や外交員で、いわゆる生産手段を持たない自営業者になろうかと思えます。これも1点留意すべきことだと思います。

これもご案内のとおりですが、就業形態ごとに各個人にどういった制度、あるいは

税制が適用されているかをご説明します。正規雇用労働者は大企業と中小企業に分かれていて、その他に非正規労働者があります。それから、自営業主、それも雇用的自営業とその他の自営業、専業主婦ということになっています。保険料の拠出の関係で言うと、事業主と本人が両方で拠出する、本人が拠出する、それから保険料なしという集団があります。

公的な社会保険ということで言うと、公的医療保険と公的年金、それから雇用保険があります。このうち雇用保険は少し非正規にも掛かりますが、これは公的年金が通常の労働者の4分の3なのに対して2分の1基準、労働時間で月20時間が目安になっているので、公的年金とは少し違う様相を呈しています。

2. 被用者保険の被保険者の配偶者の位置付け

そこで公的年金ですが、3号被保険者問題を確認してみたいと思います。まずは通常の労働者のおおむね4分の3以上就労している場合は、自ら被用者保険の被保険者となります(スライド6の①)。そこが週30時間のラインです。年収ということでは線が引っ張られているのは、先ほど永瀬先生がご指摘になった「130万円の壁」です。①に該当しない年収130万円未満で①に扶養される配偶者が被扶養配偶者となるのですが、130万円を超えると、国民年金と国民健康保険の被保険者となるということ整理ができると思います。

週30時間のラインを超えると、事業主と個人にとって社会保険料の負担が発生するということです。一方、130万円のラインより上だと個人にとって社会保険料が発生する。130万円未満だと個人にとって社会保険料負担が回避されるということです。これは配偶者の場合はこうだということです。一方、単身者を見ると、週30時間未満に区別はないわけです。週30時間未満になると基本的には1号被保険者になります。この場合には、年収の多寡にかかわらず保険料の拠出を自己負担として求められるということになろうかと思えます。

最近の公的年金の加入状況は、平成22年11月現在と、その6年前の平成16年を比べます。20~59歳の人口の減少とともに公的年金加入者数は減少しているのですが、第2号被保険者の割合が増加する一方で、第1号被保険者と第3号被保険者の割合が減少しています。

先ほど共働きモデルをご紹介しましたが、年金制度の中では、共働きという状態はどういうものなのでしょうか。夫婦の公的年金の加入状況を見ると、夫が第2号被保険者で、妻が第3号被保険者の組み合わせが、夫も妻も第2号被保険者の組み合わせの2倍弱になっていることが1点言えます。共働きというところから比べると、年金制度で見ると、依然として片働きが主流のようにも見えます。

そこで、第3号被保険者にどれぐらいの収入があるかを見ると、収入なしの方が4割弱で、残りの6割強は何らかの収入があります。結局のところ、言葉は変なのですが、「働く専業主婦」が結構多いということになるのではないかと思います。

一方、国民年金の第1号被保険者の就業状況の推移です。自営業主や家族従業者

が第1号被保険者に占める割合が減少してきている一方で、それ以外の者、例えば常用雇用や臨時・パートおよび無職者の割合が増加してきているということです。結局のところ、第1号被保険者数は、減少はしているのですが、自営業主ほどは減少してきていないとも言えると思います。

3. いわゆる「130万円の壁」

これは先ほどの永瀬先生のご指摘とは少し違うかもしれないのですが、厚生労働省の資料で、第1号被保険者と第3号被保険者について20~30時間の人たちについて収入分布を見ています。100万円前後には山が存在することは言えると思いますが、この中では「130万円の壁」がなかなか読み取りづらいのではないかと考えられます。別の要素、例えば30時間という労働時間の制限があるのではないかと思います。

一方で、103万円のところはある程度山があるようです。税制改正によって、現状では、納税者の基礎控除と配偶者控除が103万円ということだったわけですが、配偶者の収入が103万円になると納税者の配偶者控除がなくなってしまうということだったのですが、その先にスロープのように配偶者特別控除ができました。一方で、配偶者にとっての基礎控除はこのような形になっているという意味では、「103万円の壁」というのはある種心理的な壁であると言えるのではないかと思います。

被用者保険適用の壁ということで考えますと、事業主側だけを見た場合、賃金の節約や賃金以外の労務コストの節約が一定割合を占めます。それ以外に正社員以外の就業を選んだ労働者側の理由としては、就業調整を挙げる割合は比較的少なくなっています。

第3号被保険者制度導入当時は、いわゆる婦人の年金権の確立と言われていたわけですが、これによって定額部分がある種夫婦間に分割されました。結果として、単身者と共働き世帯は削減を被ったことで、何年かした後に「いや、待てよ」という話になってきたのかもしれませんが。

これに対する国の説明としては、賃金水準が1人当たりで同じであれば、どの世帯類型でも年金額と所得代替率は同じだということですが、この説明で納得できない人たちが少なからずいることも事実だと思います。これはなぜなのでしょう。

4. 同一年収の共働き世帯と片働き世帯

論点としては、第1号および第3号被保険者のグループの中に被用者がかなり含まれつつあり、これは社会的な問題をはらんでいる可能性があるということがご指摘申し上げたいところです。例えば世帯単位で同一収入であれば、暮らし向きは同等か、裏返して言えば、経済学でいう帰属計算という話になるかだと思います。専業主婦というのが全く付加価値を生まない生活をしているのかということになると、実はそうでもないのだろうと思います。

例えば、保育サービス支出は、片働き世帯と共働き世帯では圧倒的に違います。育

児の面だけではなく、共働き世帯はある種「時間を買う」ような形の支出が多いことも事実だろうと思います。専業主婦はそういった面で家計に貢献しています。結果として、こういった要素によって、片働き世帯の方が暮らし向きが良いと考えられることができはしないかということです。

第3号被保険者は、少なからず「働く専業主婦」がいらっしゃるということですが、働く専業主婦の収入には社会保険料が課されません。このことを共働き世帯はどのような心境で考えるかということも1点あるかと思います。例えば子どもの塾代をパートで稼いでいい学校に入れたいという話があったときに、共働きの世帯はこういうことをどういうふうで考えるかという点もあると思います。

それから、被用者である第1号被保険者への影響はないかということです。「働く専業主婦」の職場が大規模の小売店舗になるとすれば、これらの小売店舗に対抗しなければならない個人事業主は国民年金や国民健康保険の保険料の拠出義務があります。ただでさえ規模の利益がある中で、こういったことで拠出義務を負わされることは果たして公正な競争原理にもとるのではないのかという考え方もできると思います。「働く専業主婦」が社会保険料の負担を伴わない労働を提供するのは、被用者保険の適用を望む第1号被保険者の機会を奪っているということも言えるのではないかと思います。

5.制度を改革する場合に考慮すること

非正規雇用の人たちの割合は、業種別にだいたいばらつきがあるとともに、非正規雇用の方々が年々増えてきているのも事実だと思います。そういう意味では、労働者という集団の中のある種のヒエラルキーが完成される前に何とか手を打たなければいけない問題で、主に労働政策の問題が大きいのですが、それに年金制度の在り方が影響しているのではないかと思います。

私が考えた一つの対処法として、基本的に被用者年金の適用拡大は正しいのではないかと思います。週30時間の線の利害関係を分断するということを考えると、例えば被用者年金の適用拡大とは別に、事業主の負担は社会保険の適用状況にかかわらず、支払った賃金に対して賦課する方式とする。これにしますと、事業主は誰を雇用するかについて中立的になります。そういう意味で事業主にとっての被用者保険適用の壁がなくなるということです。これは別に私だけが言っているだけではなくて、何人かの先生方が提案されています。年金というのは何分実学ですので、価値判断とともに実行可能性を考えますと、それなりにやりやすいところから突き崩すという意味では、ハードルが高いのですが、考えてもよい政策ではないかと思います。

私の報告は以上でございます。どうもありがとうございました。

シンポジウム『女性と年金』 ～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

日時：平成 27 年 11 月 26 日 (木) 14:00～17:00
会場：東海大学校友会館

【第 2 部】 パネルディスカッション

- パネリスト 永瀬 伸子 氏 (お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授・
日本年金学会幹事)
- 倉田 賀世 氏 (熊本大学法学部准教授)
- 丸山 桂 氏 (成蹊大学経済学部教授)
- 稲垣 誠一 氏 (株式会社シーエーシー 社会保障ビジネス本部
専門顧問/東京工業大学客員教授・日本年金学
会会計監事)
- 小野 正昭 氏 (みずほ年金研究所研究理事・日本年金学会幹事)
- モデレーター 牛丸 聡 氏 (早稲田大学政治経済学術院教授・日本年金学会
幹事)



(牛丸) これより第 2 部パネルディスカッションを始めます。パネルディスカッションには、第 1 部でご報告いただいた方々に引き続きパネリストとしてご参加いただきます。

それでは、早速論点を絞ってご発言を頂こうと思っています。本日のシンポジウムの題は「女性と年金」ですが、その副題に「女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて」とあります。そういうことで、女性の活躍、特に社会に貢献するということが女性が働くということ、それから出産育児と年金との関係が中心となると思いますので、この二つを論点と考えています。それから、もう一つ論点がありますが、私が用意しました三つの論点を順次提示して、それに対するご意見、コメントを頂きたいと思っています。

まず第一の論点は、副題の前半部分「女性活躍」についてです。何人かの方々からご報告がありましたように、第 3 号被保険者問題を含めまして、現在の公的年金制度が、女性が働く上でさまざまな問題をもたらしているということもあります。女性

が必ずしも就業調整しなくても働きやすい社会となるには年金制度はどうあるべきかということに関して、ご意見、コメントがあればお伺いしたいと思いますので、先生方、どうぞよろしく願いいたします。

最初に、この問題を指摘され、試案ということで一つの在り方を提案された永瀬先生、このことについてご発言をお願いします。

1. 女性が働きやすい社会となるには年金制度はどうあるべきか

(永瀬) 私は今の第3号被保険者の一番の問題は就業調整だと思っています。つまり、結果的に主婦の老後に年金が拡充するのはいいことなのですが、現役時代に就業調整してしまう仕組みが一番問題です。そして、日本の年金制度はもともとは正社員に対してつくられてきましたので、例えば現在でも労働時間が毎月変動するような労働者にはあまり対応していません。4-6月の労働時間の報酬の平均から1年間の報酬が決定されるような形ですから、基本的には正社員対応になっています。そして、日本の労働法も基本的には正社員対応でもともと発達してきたのが非正社員に少し拡大してきたのです。ですから、非正社員と正社員の間を埋めることが何よりも重要で、非正社員の低年収化を定着させてしまうような第3号の在り方に反対しています。女性保護や専業主婦保護に反対しているのではなく、正規と非正規に分けてしまうような現在の制度の在り方に反対しているのです。

どうして試案でベンド方式を挙げたかといいますと、日本は基礎年金は今6万5000円ぐらいです。今般、厚生労働省から、500人以上の従業員数の企業に勤めるパートの人に対して年金の拡大がありました。月収8.8万円以上となっています。つまり、6.5万円より少し高いところでなければ厚生年金に入れられないという形にしているのは、5万円の人で6.5万円もらえるのはおかしいからなんです。8.8万円の人までを厚生年金に加入できるようにして、そうでない人はまだ入れられないことになっています。基礎年金の6.5万円という定額があることによって、低年収の人は厚生年金に入れられない整理に日本ではなっています。

しかしアメリカやフランスなど、多くの国では、低年収の人への配慮はあるけれども、年金額が定額ではないことから、わずかな収入に対しても社会保険を課すような形になっているわけです。その代わりに、低年収の人への給付は相対的に高い形になっています。こういう形、たとえばベンド方式を検討すれば、就業調整をもしかしたら解消できるかなと思って、一つ試案として考えた次第です。

制度の選択肢はほかにもあるかもしれませんが、とにかく多くいる優秀な労働力が就業調整してしまうような制度をなくす。でも同時に、政府は、例えば5年先にはこういうふうにして非正規の人の賃金を上げ、正社員との格差を縮めるという明確な方針を示して、正規と非正規の格差を具体的に縮小する目標を示すことも必要です。今は正社員と非正社員では賃金制度も賃金表も別ですし、ボーナスも別、退職金も別で、当たり前のように正規と非正規に大きな格差があります。政府は明確な目標を示して、格差を縮小するとともに、こうした正規と非正規の格差を支えるような

役割をしてしまっている年金制度については、格差をなくす連続性のある形に大きく変える必要があるというのが私の考えです。

(牛丸) ありがとうございます。働く意欲があって、働きたいという気持ちを持っていながら、そういう方々が就業調整してしまう制度は問題だと思うのですが、先ほど小野さんのお話の中でデータを用いてご説明がありましたが、130万円というのは実際にはあまり壁になっていない、あるいは103万円という税金の方が心理的な壁というお話がありましたので、その辺のことをもう少しお話しただけだと思います。

(小野) 自分が調べたものではないので誠に恐縮なのですが、データの的にはそうなっているということです。永瀬先生は、どちらかというご本人の裁量の中で働き方を選ぶような仕組みが存在していることに問題があるというご指摘で、それはそのとおりかと思えます。私が最後に少しご提案申し上げた部分は、むしろ事業主側の雇用の行動についても考える必要があるのではないかとということです。

確か被用者年金の適用拡大の議論が何回か政府でも行われましたが、そこで一部の業界の方がおっしゃっていたことは、私たちは私たちの会社で働く3号被保険者の意見に背中を押された形でこういった拡大に反対しているということです。私は本当にそうかなと思います。もしそうであれば、事業主側の保険料を支払った賃金に応じて拠出する方式にすれば、基本的には社会保険に対しては雇用に中立だということになります。

その結果として、事業主はどうするのかということですが、短い労働時間でたくさんの人を抱えるよりも、長く働いていただく方が望ましいという方向に動くかもしれません。それが結果として3号被保険者的な人たちが自然に少なくなっていくという方向にもなるのではないかと考えました。やはり問題は、週30時間の壁をどうやって突き崩すかで、その現実的な選択肢として、一方だけに影響のあるような施策を打った方がより成果が出るのではないかと趣旨でお話を申し上げた次第です。

(牛丸) ありがとうございます。その他の先生方、いかがでしょうか。

(稲垣) 私は離別・未婚女性の貧困率の問題を取り上げました。年金額は賃金が低いために低くなるのですが、未婚・離別女性との直接的な関係はありません。ただ、専業主婦の就業調整を通じて、女性は低賃金で働くものだということが一般的になってきて、その結果として未婚女性や離別女性の賃金が低い。その結果として年金額が低い。従って貧困になるという形になっていると思うのです。ですから、第3号被保険者制度のような就業調整をせざるを得ないような仕組みは見直した方がいいのではないかと考えています。

(牛丸) ありがとうございます。丸山先生、倉田先生、いかがですか。ご意見あり

ますか。

(丸山) 今までお話しされていた先生と同様に、就業調整がない仕組みをつくる。各国の被用者年金は非常にアクセスしやすい制度になっていて、加入や収入の要件が低くなっています。また、最低の加入年数も日本に比べると非常に低く、自身で年金権をつくることに非常にアクセスしやすいことを考えると、今後いろいろな就業形態や多様なライフサイクルを送る方が出てくると思いますが、出産育児に限らず、そうした人たちに中立的な制度をつくる上でも適用拡大は一つの選択肢となり得るのではないかと思います。

(倉田) 今まで先生方は賛成という方向性で、私も個人的にはそういう方向がいいと思うのですが、一つだけ気掛かりな点があります。そういう形を変えていくことは、今のわが国の年金保険制度は、基本的に、無業の方、専業主婦が入っているのもそういうことだと思いますが、従前に所得がない人も対象に老後の基礎保障をすることを大前提として制度設計がされています。それをまず働くことを前提とした従前所得保障に全体的に変えていくことは、年金そのものの根本的な仕組み、考え方を変える大変革になります。その点をどうするかが若干気掛かりな点です。

(牛丸) ありがとうございます。いろいろご意見がありました。第3号被保険者問題を正面から取り上げて議論するとなると、いろいろな角度から、いろいろな視点から論じなければならぬので、とてもこの短い時間では無理だと思います。今は就業との関係だけで少し議論させていただきましたが、第3号被保険者制度の創設は、先ほど先生方からお話がありましたように、それなりの意図を持って始まったわけです。

経済学をやっている者としては、制度というものは少なくとも中立的でなければいけないと思います。それがあってはならないと、人々の意思決定にある種の方向性を与えるようなことがあってはいけませんと経済学では言っています。そういう点で見ると、小野さんのデータではきれいにできていなくて、実際にもう1回調べなければなりません。この制度があることによって本当に女性の就業調整が起こっているとすれば、それは中立性において問題ではないかと思えます。ただ、そこだけをもって第3号被保険者の在り方、第3号被保険者制度を論ずることはできませんが、第一の論点として、女性が社会で活躍する、働くということから考えると、働く意欲を持っている女性が十分働けるのであれば、就業調整をさせるような制度は好ましくないというのが私の意見です。ただ、何度も申し上げますが、それだけでもって第3号被保険者制度を論じてはいけません。

第二の論点は、副題の後半にある「出産育児配慮の在り方」です。出生率が非常に下がっていて、それが問題とされています。ただ、確かに出生率が低いことがいろいろな問題をもたらしていることがあります。そのいろいろな問題を解消するために出生率を高めるということではなく、子どもを生み、育てたいという希望を持って

いる方々が、それを行える社会が望ましいわけです。そのときに、出産育児をすることに何らかの形で配慮できる年金制度とはどういうものなのか。これについても先ほど幾つかご紹介がありました。

ただ、これもお話がありましたように、今日では出産育児だけではなく、もう一つ大きなテーマである介護という問題があります。ですから、出産育児、介護を行っている者に、年金制度としてはどう対応すべきなのか、それらのことはどこまで配慮すべきなのか、配慮する必要がないのか、あるいは配慮するとすればどういうふうにしたらいいのか、この辺についてご意見があればお話ししたいと思っています。

先ほど丸山先生に海外の諸外国の事例をご紹介いただきましたので、それを踏まえて、もう一度外国のことをご紹介いただいた上で、日本のことについて少しお話しただければと思います。

2. 出産育児、介護に年金制度どう対応すべきか

(丸山) 日本に限らず、諸外国でも、出産、あるいは小さな子どもがいる間は労働時間が短かったり、一時的に就業を中断したりすることはありますが、老後になってから年金額が低いという形でペナルティーが来ることに対して配慮する国が多くなっています。いくつかのパターンとしては、国民皆年金ではない国などは、育児をしている期間は年金に加入していたものとみなすということで、例えばドイツでは、子どもを2人育てれば年金を受給するための最低の権利は得ることができる加入期間が確保できます。あるいは、年金制度に加入していたものとみなして一定の額を計算するような方式があります。また、カナダのように、不利な期間は老後の計算式から除外するなど、さまざまな方式がありますが、そうした一定の配慮はしているのが特徴だと思っています。

また、全くそうした配慮がない国であっても、税方式で老後の所得保障を行ったり、低所得者向けの所得審査は付いているけれども、そうした年金制度を付けることで間接的に不利益になった期間を配慮するといったやり方があるのではないかと思います。

(牛丸) ありがとうございます。他の先生方、いかがでしょうか。

(倉田) 私も基本的には育児や介護を考慮することは個人的にも大賛成なのですが、どうしても一言申し上げたいことがあります。今まで老齡リスクを対象としてきた年金保険の中で、私的事由として考えられてきた育児や介護、老齡リスクと比べると、なる人やならない人が生じ得るリスクを入れる以上は、みんなが納得して「それいいね」と言えるような形でないと、不公平や公平だという話にもなり、問題が出てきます。

政策的にそれを無理やりやってしまうのは一つの方法ではあるのですが、ドイツの場合、政策的に入れる前提として、連邦憲法裁判所においてそういう形で考慮しな

いことは平等原則違反だという司法判断があって、規範原理的に考慮しないことが違憲だというプロセスを経て政策的にそういうものが導入されたという経緯があります。そういう形で、政策判断だけではなく、根底となる原理との関係で正当化できれば、より皆さんが納得する形でそういう方向性に進むことができるのではないかと個人的には考えています。

(牛丸) ありがとうございます。他はいかがでしょう。

(永瀬) 私は労働の立場から申し上げます。昔は学卒後の女性の8割が正社員だったのですが今はそれが6割ぐらいに落ちてきています。そして結婚で大体4割ぐらいがお辞めになって、非正規に移ったりします。辞める方は減ってきていますが、その残った正社員の中のまた4割ぐら이가出産でお辞めになります。結果的には、第1子出産後子が1歳のときを調べると、1980年の頃から2000年代まで7割が無職になっていました。今はそれが少し下がって6割が無職になっています。そのような状況ですから、非正規で働いていた方は出産によって無職になる方の割合が一層に高いのです。

厚生年金の中で育児期間の保険料の免除などいろいろと考慮されていますが、非正規雇用者には育児休業給付もなければ、社会保険上の免除もありません。しかし、そういう層が拡大しているということがありますので、夫が1号なのか2号なのかにかかわらず出産後の女性に配慮することは、日本における雇用の変化と出産配慮に対応する大事な安全ネットなのではないかと考えています。

(牛丸) 私の方から、先ほどの倉田先生にご質問です。ドイツの場合に憲法裁判所の判断がなければ、国民としてはなかなか合意し難かったということなのでしょうか。

(倉田) ドイツの場合も、ご存じのとおり日本と同じように少子化が進行していて、少子化対策が非常に重要なポイントになっていきますし、労働人口の減少も同じように重要な課題になっていきますので、仮にそういう規範的な判断がなくても、政策課題としては非常に重要だったとは思いますが。ただ、導入後、分かっているのだけれども、どうしても子育てをしている人、ケアをしている人だけが優遇されて、そうではないシングルの方も増えてきていますので、自分たちにそういうメリットがないのは納得できないという方が議論として生ずることはあったのではないかと思います。

(牛丸) ありがとうございます。財政学が私の専門ですが、財政学的に考えますと、国民は税金なり社会保険料を徴収されて、それを財源としていろいろなサービスを受けられるということです。当然、公的なものですので、公的なもので対応しなければいけないということです。今お話があったような出産育児・介護は私的なものなの

か、それとも公的なものなのか。極めて私的なものであるならば、何も公的なプロセスを通してお金を取って、それを回す必要はないわけです。

ただ、今日の社会において、それらのものが果たして純粋に私的なものかというところ、決してそうではなくて、かなり公的なものに近くなってくると思います。つまり、同じ社会に生きる者として、子どもを産み、子どもを育て、また、お年寄りを介護していく人たちをお互いに助け合っていくという共通した意識が出てくれば、それが年金制度か、あるいはその他の制度か分かりませんが、そこで合意されると思うのです。確かに今のお話にありましたように、国民の中には、シングルを含めて、子どもがいない人の中には「なぜ自分がそのためにお金を取られるのか」という気持ちを持つ方がいるかもしれません。そこは政策をやる者として、また、われわれ研究者もそうですが、その辺のことを言っていかなければいけないと思います。

そういうことで、ドイツの場合には、さらにそこに年金があるという憲法上の判断があったと思います。日本でももう少しこの問題を深めていった場合に、私は大丈夫だと思いますが、いろいろな反対意見も少しは出てくるのではないかとという若干の懸念もあります。この件に関して、他の先生方、何かご意見があればどうぞ。

(稲垣) 育児・介護については、育児政策や介護政策の方で本来やるべきだとは思いますが、育児・介護の問題は非常に深刻で、わが国でも育児・介護のために就業を中断する方が非常に多いわけです。従って、育児政策や介護政策を支援する観点から、年金制度でも積極的に評価することによって支援した方がいいのではないかと考えています。

(牛丸) ありがとうございます。ただ、難しいのは、先ほど倉田先生がおっしゃったように、本来、年金制度というのは高齢のリスクに対応するものです。また、出産育児・介護も重要なある種の公的なものですから、何らかのシステムを通して対応するのはいいのです。ただ、介護は少し近いですが、出産・育児はそれとは違うものですから、それを年金制度の中にどこまで入れ込むかというところに難しさがあると思っています。ただ、何らかの形で保険料の免除や軽減があつていいと思いますが、どういうふうに結び付けていくかということに少し工夫が必要ではないかと思っています。永瀬先生、お願いします。

(永瀬) 海外でも昔は配偶者の配慮があつたのですが、「妻でも働けるよね」というふうに変わってきたのですね。妻だから働けないというのではなくて、妻でも十分働けると。でも、幼い子どもがいる場合は、働かない選択をすることも保障すべきではないか。それから、働けないこともあるだろうねということから、どちらかというところ配偶者への配慮から子育て期への配慮と年金制度が変わってきたということがあると私としては思っています。

介護については、イギリスではフルタイムの介護の場合に社会保険料免除を認めるのですが、少しばかりの介護でも認める例があるかどうかは丸山先生に伺いたい

のですが、私の知る限りではあまりないです。そして、私自身が思っているのは、これから4割が65歳以上になる社会がきますが、65歳や70歳は結構元気です。ところが、その層の介護保険料はこれからどんどん上がっていくと考えられます。この層が、自分の家族だけではなくてもボランティア的に介護に従事した場合に、その分介護保険料が下がるというようなことも含めて工夫していかないと、日本のこれからの高齢化社会はどうにもならなくなっていくのではないかと考えたりします。

(牛丸) ありがとうございます。それでは今の話は以上とさせていただきます。

第三の論点として、先ほど稲垣さんの報告の中でありましたように、将来の高齢者の姿ということで、離別、死別、あるいは結婚しないということで、独り身の高齢者、とりわけ女性が増えてくるということを示してくださいました。加えて、そういう方々の場合には経済的に年金も低いということで、貧困になる可能性が高いというご指摘がありました。割合としては女性が多いですが、決して女性だけではなく、独り身の男性のあまり豊かでない低所得者、低年金者が今後増えてくる可能性があるわけです。

そういうことに対して現在の年金制度をどうしていったらいいのか。現在の年金制度の中でそれに対応できるのか。あるいは対応できないとするならば、年金制度以外に対応すべきやり方があるのかどうか。この辺についてご意見があればお伺いしたいのですが、どなたかいかがでしょうか。稲垣さん、お願いします。

3. 将来の高齢者に年金制度はどのように対応すべきか

(稲垣) 私の方で指摘させていただいたのですが、要するに、低年金の問題というのは、例えばこれから短時間労働者などに対して厚生年金の適用拡大をしていったとしても、今の年金制度自体が社会保険方式、すなわち、払った保険料に応じて年金を受け取る仕組みである以上、現行制度の枠組みを維持する限りにおいては、解決が難しい問題と思っています。男女の雇用格差を将来向かって改善するのも容易ではないとは思いますが、仮に改善できたとしても、そういった方々、特に女性は低年金が約束されている方が多いわけですから、大きな効果は望めません。

ですから、今の社会保険方式の基礎年金ではこういった人に対する措置は限界があると思うのです。従って、基本的には生活保護で対応するか、あるいは一般の高齢者向けの生活保護とは別の仕組みをつくるという方法を採用するしかないように思うのです。そのために、税方式の基礎年金への移行という改革案が出ていますし、私も税方式の基礎年金に変えた方がいいと思います。ただ、今の社会保険方式から税方式に40年もかけて移行するやり方ですと、低年金が約束されている方には間に合わないという厚生年金の適用拡大と同じ問題がありますので、速やかに社会保険方式の基礎年金を税方式の基礎年金に切り替えることが重要ではないかと思っています。

具体的には、1年ぐらい前に日経新聞の「経済教室」に書きましたが、今の基礎年金制度を清算して新しい税方式の基礎年金を導入するのがいいのではないかと思います。

ています。清算とは、これまでに払った保険料をお返しして、制度をやめるということです。多くの人が、払った保険料以上の給付をもらっていることが厚労省の数字でも分かっていますので、仮に払った保険料から給付額を控除した額をお返ししても、それほど大きな額にはなりません。それで、いったん今の社会保険方式の基礎年金制度を廃止して、税方式の基礎年金を同時に導入するのがいいのではないかと思っています。

ただ、将来的には 65 歳以上の高齢者が 4 割にもなりますので、65 歳から税方式の基礎年金を全員に払ったら国家財政が持ちませんので、75 歳から税方式の基礎年金を導入するのがいいのではないかと思います。これまで払った保険料、言い換えるとお返しする保険料を原資として 65 歳から 75 歳までの間のつなぎ年金を支給する仕組みとすれば、この間の所得保障に支障はなく、不公平もない現実的な仕組みではないかと考えています。

(牛丸) ありがとうございます。税方式による、社会保険方式ではないということですが、これに関して、小野さん。

(小野) 事前の打ち合わせで、今日の改革案は基本的にはフィージビリティは問わずに考えましようとなっていますので、私は稲垣先生の案にはノーコメントと申し上げたいと思うのです。

先ほどの育児や介護の問題もそうなのですが、公的年金は社会保険制度でやっています。確かにお金はそのときの掛け金とそのときの給付に回るということで、ほぼ賦課方式に近いのですが、そういった意味合いとともに、お金を拠出することによって将来の経済規模というパイに対する請求権を確保する意味があるということだと理解しています。ですから、お金を出して請求権を確保することに関して言うと、お金を出さないことに対して一定のみなしを与えることについては政策判断の世界なのだろうと考えています。

政策判断ということになると、公的年金はご承知のとおり割とカツカツのところでやっているのですが、公的年金で何でもできるわけではないわけです。そこは一つ広げて社会保障という世界になるのかもしれないし、労働政策になるのかもしれない。あるいは税制ということで、最近は税制調査会でも再分配機能の強化が主たるテーマとなっていますので、そういったところも考えて対処すべき問題ではないかということ、これが 1 点です。

それから、2004 年の年金改正のことを考えないといけないのではないかとということが一つです。保険料水準固定方式を採用していますので、今のところ保険料という収入のバジェットが変わることはないということをお前提にしないといけないわけです。そうすると、この中でどういう人にどれぐらいの給付をするかというのは受給者間の分配の問題になるわけです。給付がこういうふうにあるべきだという問題から保険料を計算して、その保険料を徴収するわけではなくて、あらかじめバジェットが決まっているという中で、分配の話になりますので、これは他の先生方がおっしゃ

ったとおり社会的なコンセンサスを得た上で制度的に措置することになるのではないかと思います。貧困者についても同じだと思います。

(牛丸) ありがとうございます。少なくともこれまで社会保険方式でやってきたわけですが、そこに税方式を取り入れるという話ですが、法の観点からこれをどう考えたらいいでしょうか。何かご意見ありますか。社会保険というものが全く変わると思うのです。保険料を出して、それに対して給付を受けるという考え方と税。ただ、そこにもバリエーションがありますので、税も広い意味の保険的な捉え方ができなくもないところもありますが、根本的には違う論理です。意見がなければよろしいのですけれども。この問題も財源をどうするかというのは極めて難しい問題なので。この件に関して他の方々から何かご意見があれば。

(丸山) 先ほどから出産育児の配慮が広がっている話をしましたが、その一方で、諸外国は共通して年金制度が高齢化にどう対処していったらいいか、それから貧困問題にどう対処するかが共通の課題となっています。育児の配慮が拡大していく一方で、老齢年金を受給するために必要な拠出期間の延長や、年金の支給開始年齢を引き上げるという方法で高齢化に対応する改革が行われています。また、倉田先生の方がお詳しいと思いますが、ドイツも僅少労働(ミニジョブ)の人たちにも保険料を賦課するという動きで、できるだけ年金に長く入ってもらって老後の所得保障に備えましょう、それでも老後低所得になってしまった場合にはスウェーデンのように最低保障年金が手を差し伸べてくれるという制度設計に変わってきています。

先ほどから出ている非正規の人たちにも適用拡大して、貧困問題の企業の事業主負担というところで、なるべく拠出逃れができないような仕組みをうまくつくっていくのも重要ではないかと思いました。

(永瀬) 私も税方式か社会保険かということは難しいので置かせていただきます。現行制度ですがパートの方だと、例えば今だと乗率約5%強ですので、報酬比例部分は10年加入して10%強、20年加入して20%強です。つまり月収10万円の方が20年間加入して2万円強の報酬比例部分の年金を得るということで、非常に低いです。パートの方は一生10万円で働くわけではないかもしれませんが。ですので先ほど丸山先生がおっしゃったように、例えば20年の中の年収の低い5年間については、年金加入期間には入れるけれども、報酬比例年金の給付計算から除くことができるとすると、女性の場合は子どもの年齢の上昇に従って労働時間や働き方も結構変わっていきますので、そういう人たちが頑張って働くというインセンティブになると思います。

日本の女性で厚生年金20年加入は結構長い方なのです。それなのに月給の20%しか来ないという計算式ですので、そこの部分をもう少し変えるということもあるのではないかと考えています。また貧困者に対しては税金からの補足的な年金を出すというように、大きく全体を変えていくとすれば必要になっていくのではないかと

と思います。

(牛丸) ありがとうございます。いずれにせよ、先ほどお話がありましたように、将来においては独り身の低所得者、低年金者が増大するということなので、年金制度の中であれ、それ以外であれ、とにかく何らかの対応をしていかなければならないということは確実だと思います。

一応、予定しました三つの論点を示しましたが、先ほどのお話を聞いていて、特に一つ重要な指摘がされたと思うのは、倉田先生のお話の中で、世帯単位と個人単位というお話がありました。今の議論においても、結局、社会を構成する皆さんが合意をしなければいけないということ、それから社会保険という概念も出てきました。また、先ほどの小野先生の報告の中で、共稼ぎと専業主婦の形態がだんだん変わってきたということ、つまり、社会に占める割合がどちらが多いかという中で一つの合意が形成されてくると思うのです。

現在の第3号被保険者制度というのは、言ってみれば3号と位置付けられている人たちの財源を2号全体が負担していて、そこで一種の保険が行われているということです。ですから、配偶者が3号の2号もいれば、共稼ぎの2号もいれば、シングルの2号もいますが、その2号が「こういうやり方でいいよ」ということで合意してできているならば、それは一つの制度として存在するわけです。

ところが、先ほど指摘されたように、割合がだんだん変わってきたということで、それを支持する人もいますが、そうでない方もいます。そこで、社会を支える理念、社会制度や税金や社会保障というものがよって立つべき単位がだんだん変わってきたのかなという気がするのです。この辺について、先ほどご説明がありました倉田先生、単位ということで何か新たにお話があれば頂きたいのですが、いかがでしょうか。

(倉田) 単位ということで申し上げると、先ほど申し上げた以上のものはないのですが、やはり世帯の利益、それから、従来の考え方からすると、世帯で社会保険制度を考えていくこと自体は、これまでずっと続けてきたものですから、それをガラポンで完全にいきなり個人単位化することについては、当然、不利益を被る方もいらっしゃるわけで、法律学としては一応合理性があるとは言いようがない。

もし変えるとするならば、一定の不利益緩和措置を取りつつ、緩やかに個人単位化をしていく。そして同時に、先ほどからご指摘があるとおり、これは社会保障だけで解決できる問題ではありませんので、雇用の問題、税制等、別の政策とも連動させつつ変えていくしかないのではないかと考えています。

(牛丸) ありがとうございます。重要な指摘がなされたと思います。単位ということで一つ見ましたが、それだけでなく、とにかく社会がだんだん変わってきた中で、主流というか、支えている考え方が変わってきたので、右から左にすぐに変えようかといっても、なかなかそれが難しい。従来のやり方に立つ人たち、また、新しい考え

方に立つ人たちがいるわけですが、結局、制度というのはそういう人たちの合意の下で形成されるわけですので、第3号被保険者制度を含めて、それらも、ある時期に「よし」という合意の下でつくられたわけですが、だんだんそれを取り巻く状況が変わってきた。その中で問題も出てきた。しかしながら、さらに持続的にそういうものに依存している部分もあるわけですから、簡単に変えることは無理だと思うのです。幾つか指摘されたように問題点もあるわけですから、それを解消しながらも、社会が合意できるようなやり方に変えていくことが必要だと思います。

ただ、ここで何か一つ結論を出すことはなかなか難しいので、今日来てくださった方々もこういう問題についてそれぞれが考えていただきたいのですが、その際に今日お話しくださった先生方の論点や意見が非常に参考になると思います。私もこうだということは申し上げられないのですが、いろいろ勉強させていただきました。以上が先ほどご発言いただいた先生方の新たな発言および議論です。

会場の皆さまからの質問ということで若干時間を残しましたので、ご意見、ご質問、コメント等ありましたら、挙手をしていただければマイクが行きます。個別に何々先生でも、全体に対してでもいいですが、ぜひこの機会にご発言いただければありがたいです。

質疑応答

(福山) 年金シニアプラン総合研究機構の福山と申します。今日は年金について以前からずっと議論されている課題があり、さまざまな角度から興味深いご意見を聞けることに感謝申し上げます。

今日は「女性と年金」ということで、副題の後段の方の特に少子化ということに関して、改革案はフィージビリティを問わないということがあったので、私もこの機会に考えている改革案を申し上げます。

年金というのは、老後の生活がそれだけ安定するということです。年金がない時代は子どもに老後の面倒を見てもらうという時代から、年金が充実されると、その意味では子どもを持つ意味合いが薄れると思います。そういう意味で、年金というものが少子化を促進する一つの要因になっている、少子化が進んできている原因者の一つが年金ではないかということです。

それから、少子化対策が非常に必要だと言われています。年金は賦課方式で行われていますので、少子化対策が進むということは賦課方式を取っている年金制度にとっても非常にありがたいことです。そういう意味では、少子化対策が促進されることは、賦課方式の年金は原因者でもあり、受益者でもあることになり、これは公用負担の二つの大きな場合です。であれば、年金がもっと積極的に少子化対策に関わらなければいけない。しかし、今、日本の制度でやっているのはせいぜい育児休業、あるいは産前産後休業の場合ではないかと思います。

私どもは以前子ども基礎年金をつくるという提案をしたことがあります。子ども手当を社会保険方式で行うということです。老齢、障害、遺族の三つの年金の支給に

加えて、第4の年金です。財源がないから、老齢年金の支給開始年齢を上げて財源をひねり出して、そういうことをやったらいいのではないかということで、シニアプランのホームページに報告書も出しています。

ということで、年金制度として少子化対策をもっと積極的に関与していくべきではないかという考え方について、永瀬先生には以前に報告書をご覧いただいたこともありまして、そのときにどのように思っていたかということ伺いたいと思います。あるいはそれ以外の方にもそういう考え方についてどういうふうに思われるか。

(牛丸) ありがとうございます。いかがでしょうか。永瀬先生、お名前が出ましたので。

(永瀬) いろいろ異論はあると思いますが、私は基本的に賛成です。学生が社会保険料を払っていても、何しろ65歳になって初めて給付が来るという話なのです。あまりに遠い。介護保険もそうです。若い人が年金加入するためには、若い人が加入したらいいこともあるのかなとある程度の目に見えることが大事ではないかと思うのです。

例えばイギリスでは、ナショナルインシュランスという形で失業保険や年金が全部一緒になっていますので、若い人でも加入すれば失業、子育てなどのリスクに給付が来る。日本の年金の場合は本当に老後になるまで、障害年金という例外があるとはいえ、ほとんど何も給付はないのです。そういう意味から、若い人が連帯感を感じる意味では基本的にはいい考えだと思います。法学の方からいろいろと反対もあるかもしれませんが。

(倉田) 反論はとんでもないです。先ほど申し上げたドイツの連邦憲法裁判所の判決はまさにそのことを判決として言ったものです。つまり、子育て世代は賦課方式の財源方式を取る社会保険制度においては、次世代の保険料を払う、子どもを育てるという負担と、現在自分が保険料を払う負担という意味で、子育てをしない人に比べて制度に対して一時期に二重の負担を負っている。それは子どもを持つ家族に対する不公平な扱い、不平等な扱いだということで、それを是正する意味で子育てについて保険料を考慮しましょうというのがドイツの考え方なのです。ですから、おっしゃるとおりで、わが国でもぜひそれはやっていただきたいと思います。

(牛丸) ありがとうございます。他の方でご意見があれば。

(稲垣) 私も基本的に賛成です。ただ、年金制度は側面的な支援でいいのではないかと思っています。倉田先生にお聞きしたいのですが、その制度自体は実際に出生率の向上などに効果はあったのでしょうか。

(倉田) 非常に痛いところを突かれてしまいました。多分ご存じだとは思いますが、ドイツも日本と同じように出生率はなかなか回復しておりません。結果、フランスのように経済的支援よりは保育サービスのような現物給付を充実させた方が出生率の向上には効果が上がっているというのが一般的な見解かと思います。

(牛丸) ありがとうございます。ご意見でもご質問でもよろしいですが、せっかくの機会ですから、どなたかもうひとかた。

(玉木) 大妻女子大学短期大学部の玉木と申します。私の学生はまだ未成年が多いです。ただ、在学中に20歳になるので年金に加入するわけですが、永瀬先生がおっしゃったとおり、彼女らにしてみると半世紀先の受給になるわけです。非正規になる人たちの中にはいるわけなので、こういった人たちが年金に関心を持つようにしたい、少なくとも年金に背を向けたくないような気持ちを持たせたいと思うのですが、そうする上で何か有効なフレーズはないのでしょうか。

(牛丸) どなたかいかがでしょうか。

(倉田) 私が授業で学生に申し上げているのは障害になったときに困るよということだけです。

(永瀬) 私もそれを言っています。「障害になったときに困るから、とにかく手続きだけは絶対にしなさい。猶予とか免除とか、何でもいいけど、無視しているのは絶対に駄目です。実際に障がい者になったときには、そういうことはめったにないけれどもありがたいと思うので」と言うと、みんな結構「そうか」という感じの反応があります。

(玉木) 私も払わなくてもいいから入れと言うのです。他方で、年金制度があると、親を養わなくていいのだと。要するに、年金制度があるから親と同居しなくていいのだ。自分が払う保険料とは関係ないのですが、制度があることによって親と同居しなくていいというのが一つです。そうすると、みんな納得するようなどころがあるのですが、これはどうでしょうか。

(丸山) 「皆さんのおじいちゃんやおばあちゃんがお正月にお年玉をくれたりするのには年金制度があるおかげだよ」というようなことは、言っています。

(玉木) 自分の親が仕送りしていないけど、おじいちゃんおばあちゃんが生きているということは分かっているのだと思うのです。ですから、世代間の移転は見ているのです。制度の理解としてはそこが一番大事なところだと思うのです。ただ、どうしても個人にとって得か損かという狭い次元になってしまうと、どうしても障害にな

るかどうかというものになってしまうのですが、別に障害年金でなくても公的年金たり得るので、年金の本質ですよ。

(丸山) 長生きのリスクをきちんと見てくれることが大きいと私は言っています。

(永瀬) 私は、学生に自分の身近な方を含め年金について聞いてきてくださいとコメントカードを配布し、コピーし配布します。実にいろいろなケースがあるので、それを見たら少し身近になるという印象はあります。

閉会

(牛丸) 議論は尽きませんが、予定の時間になりました。本日は、先生方には貴重なご発言、ご意見を頂きまして、大変ありがとうございました。皆さんもそうでしょうけれども、司会を務めさせていただいた私も大変に勉強になりました。この「女性と年金」という問題は非常に重要なテーマでありますし、今後さらに深めてやっていかなければならない問題だと思います。年金制度は重要ですし、女性にとってその制度がよりいいものであるにはどういうふうにすればいいかを考えていかなければならないと思います。それを考えるために本日のシンポジウムは役に立ったのではないかと考えております。

以上をもちまして、本日のシンポジウム「女性と年金」を終了いたします。皆さま、本日は長時間にわたりお付き合いいただきまして、誠にありがとうございました。